

経営事項審査申請の手引き

令和8年7月

(令和8年7月1日改訂版)

岐阜県県土整備部技術検査課

本書は、令和8年6月2日現在で作成しています。法令等の改正により記載内容の変更をすることがありますのでご了承ください。

目次

I 経営事項審査の概要

1 経営事項審査の概要

- (1) 経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 審査基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 経営事項審査の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2 経営事項審査の手続きの流れ

- (1) 申請フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 経営状況分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 申請書等の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 4 手数料及び納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 5 審査会場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 6 結果通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 7 再審査申立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 8 経営事項審査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 9 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分・・・・・・・・ 8
 - 10 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 11 電子申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

II 申請の方法

- 1 経営事項審査の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 申請上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 提出書類等（岐阜県知事許可業者）
 - (1) 提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 提示する書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

III 申請書の記載要領

- 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（様式第 25 号の 14）・・・・・・・・ 19

様式 「資本金借入金」該当証明書 記入例	31
「資本金借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる関係省庁等の制度	32
別紙一 工事種類別完成工事高	33
別紙三 その他の審査項目（社会性等）	49
様式第6号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を 実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	58
様式第7号 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書	60
別紙二 技術職員名簿	68
様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	73
様式第4号 CPD単位を取得とした技術者名簿	74
様式第5号 技能者名簿	75
CPD 単位数を求めるために必要な団体毎の数値（国土交通省告示第246号別表第18）	
参考様式 [委任状・岐阜県手数料納付方法確認書・建設機械の保有状況一覧表・ISO取得状況一覧表・法定外労働災害補償制度加入証明書・雇用証明書]	

IV コード表

1 市町村コード	82
2 業種コード表（別紙一関係）	82
3 業種コード表（別紙二関係）	82
4 業種別技術職員コード表	83

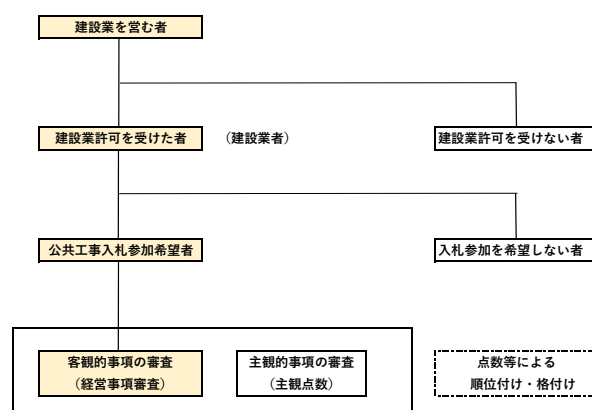
I 経営事項審査の概要

1 経営事項審査の概要

(1) 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事(国又は地方公共団体等が発注する建設工事)で工事一件の請負金額が500万円以上(建築一式工事は1,500万円以上)のものを発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です。

公共工事の発注機関は、この審査により競争入札に参加しようとする建設業者の資格審査を行います。この制度は、審査の信頼性を担保しつつ、効率的かつ効果的に業者の選定を行い、ひいては建設工事の適正な施工の確保を目的としています。



- * 客観的事項の審査(経営事項審査)は、経営状況、経営規模、技術的能力等について全国統一基準で審査されます。
- * 主観的事項は、各発注者ごとに評価する事項のことで、各発注者によって異なります。
- * 公共工事を発注者から直接請け負おうとしない場合(下請のみの場合)は、経営事項審査を受ける必要はありません。
- * 「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿」へ登載されるには、経営事項審査を受けることが必須要件です。

(2) 審査基準日

経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日(決算日)を基準として、その時点における各審査項目を審査します。

下記については、事業年度の終了日以外の日を審査基準日とすることができます。

- ・ 新設等の場合、法人設立の日又は個人事業者の事業開始日。
- ・ 会社の分割、合併又は事業譲渡を行った場合、分割、合併又は事業譲渡の日。

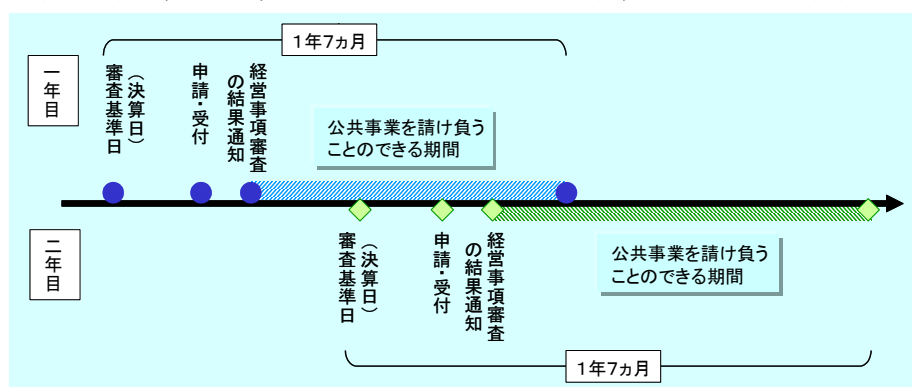
(3) 経営事項審査の有効期間

経営事項審査に係る結果通知書を取得した建設業者が、国又は地方公共団体等の発注者と請負契約を締結できるのは、当該経営事項審査の審査基準日(決算日)から1年7ヵ月の間に限られます。

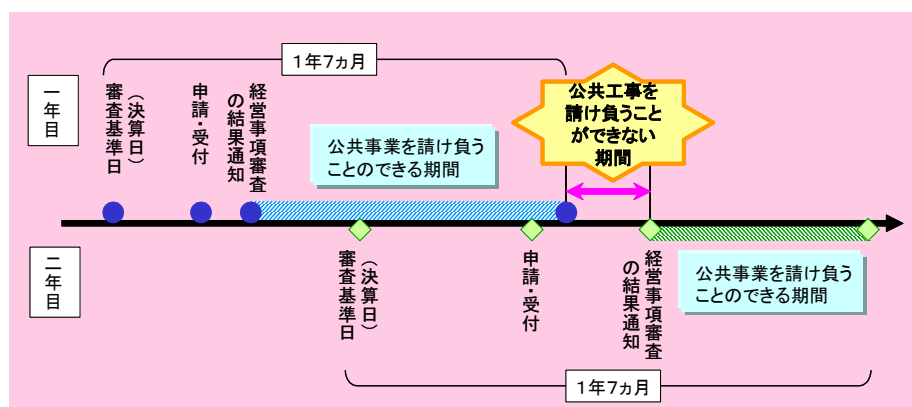
したがって、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります。

経営事項審査結果通知書は、通常申請した月の翌月の下旬頃発行しますので、時間的余裕を十分に見込み、早めに申請して下さい。

○有効期間（公共事業を請け負うことのできる期間）が切れ目なく継続するケース（通常）



○申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



* 有効期間は、経営事項審査の申請時からではなく、結果通知書を受理した時点からです。

* 有効期間が切れた後に経営事項審査の申請をすることは可能ですが、直近の事業年度の終了日以降に前期の事業年度に係る申請はできません。

(例) 令和7年3月31日を審査基準日とする場合

○ 令和8年3月31日 申請可

× 令和8年4月1日 申請不可

(令和8年3月31日が直前の審査基準日となるため)

(4) 審査項目

経営事項審査は、国土交通大臣又は各都道府県知事が行う経営規模等評価(X, W, Z)と国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行う経営状況分析(Y)の2つを併せて総合評定値(P)を算出します。

各登録経営状況分析機関は、経営状況分析申請書を受付けた場合は経営状況分析結果通知書を、国土交通大臣又は各都道府県知事は、経営規模等評価申請書を申請者から受付けた場合は経営規模等評価結果知書を、申請者に対して示すこととなっています。

なお、総合評定値の請求は、経営規模等評価申請と同時にすることが可能です。

○審査項目

	区分	審査項目	最高点	最低点	ウェイト	審査機関
経営規模等評価	①経営規模 (X ₁)	・完成工事高(業種別)	2,309	397	0.25	岐阜県知事許可
	(X ₂)	・自己資本額 ・利払前税引前償却前利益	2,280	454	0.15	
	②技術力 (Z)	・技術職員数(業種別) ・元請完工高(業種別)	2,441	456	0.25	岐阜県
経営状況分析	③その他の審査項目 (W) (社会性等)	・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	2,073	-788	0.15	国土交通大臣許可 中部地方整備局
	④経営状況 (Y)	負債抵抗力指標 ・純支払利息比率 ・負債回転期間 収益性・効率性指標 ・総資本売上総利益率 ・売上高経常利益率 財務健全指標 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 絶対的の力量指標 ・営業キャッシュフロー(絶対額) ・利益剰余金(絶対額)	1,595	0	0.20	登録 経営状況 分析機関

注1 表中④に係る売上高は、兼業に係る売上高を含む。

○総合評定値

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

総合評定値 (P) の点数 : 最高点 2,159 最低点 163

(5) 審査基準

- 建設業法第 27 条の 23 第 3 項
- 建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
(平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 85 号)
(最終改正：令和 8 年 2 月 6 日国土交通省告示第 262 号)
- 経営事項審査の事務取扱いについて
(平成 20 年 1 月 31 日国総建第 269 号)
(最終改正：令和 8 年 2 月 6 日国不建第 177 号)

2 経営事項審査の手続きの流れ

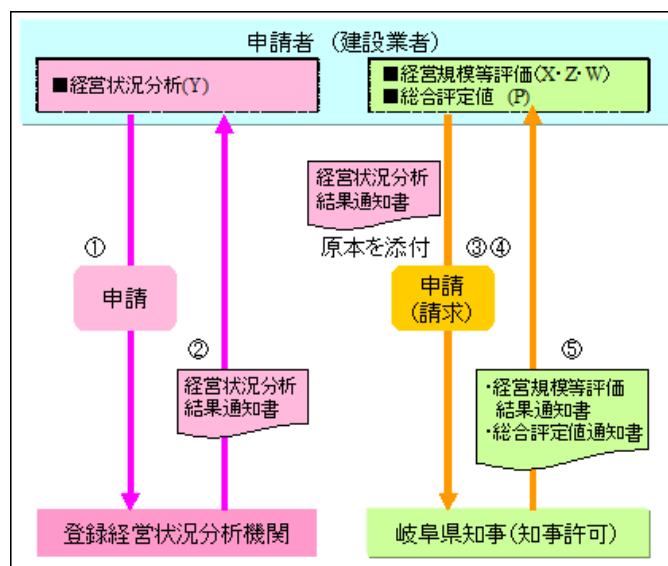
「経営状況分析」の申請は、登録経営状況分析機関に

「経営規模等評価」の申請及び「総合評定値」の請求は、岐阜県知事に行います。

(1) 申請フロー

事業年度終了届を土木事務所へ提出後、

- | | | |
|---|----------------|---------------------------------|
| ① | 申請者→登録経営状況分析機関 | 経営状況分析を申請 |
| ② | 登録経営状況分析機関→申請者 | 経営状況分析結果(Y)を通知 |
| ③ | 申請者 →管轄土木事務所 | 経営事項審査の申請(受審)日を予約 |
| ④ | 申請者 →岐阜県知事 | 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 |
| ⑤ | 岐阜県知事 →申請者 | 経営規模等評価結果(X, Y, Z)及び総合評定値(P)を通知 |



(2) 経営状況分析について

行政庁に対して総合評定値(P)を請求する場合は、登録経営状況分析機関に経営状況の分析を申請し、その結果通知書(原本)を経営事項審査の申請時に提出することが必要です。

○登録経営情報分析機関については、国土交通省ホームページ(下記)で確認して下さい。

URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

* 経営状況分析申請書の記載要領、添付書類及び手数料等については、各登録経営状況分析機関へ直接お問い合わせ下さい。

* 総合評定値(P)は、建設業者から許可行政庁(国土交通大臣又は各都道府県知事)へ総合評定値の請求があった場合に限り、総合評定値通知書でもって通知します。

(なお、各発注機関の入札参加資格申請において、総合評定値(P)の取得を義務付けていることが多いためご注意ください。)

3 申請書等の入手方法

○ダウンロード

経営事項審査に係る申請書等は、下記のウェブサイトからダウンロードできます。

ぎふポータル(岐阜県公式サイト)内 「経営事項審査の広場」

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/DL_keisin.html

○用紙購入(料金等は各団体に直接お問い合わせ下さい。)

団体名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 岐阜県建設業協会	500-8502	岐阜市藪田東1-2-2	(058)273-3344
(一社) 岐阜県建築工業会	500-8382	岐阜市藪田東1-3-5	(058)273-3401
(一社) 岐阜土木工業会	500-8829	岐阜市杉山町2	(058)265-0411
(一社) 岐阜県西濃建設業協会	503-0837	大垣市安井町5-43	(0584)81-3297
(一社) 揖斐建設業協会	501-0619	揖斐郡揖斐川町三輪20-1	(0585)22-1168
(一社) 美濃建設業協会	501-3763	美濃市極楽寺746	(0575)33-0812
(一社) 郡上建設業協会	501-4213	郡上市八幡町殿町18-1	(0575)65-4300
(一社) 可茂建設業協会	505-0041	美濃加茂市太田町1874	(0574)26-1255
(一社) 多治見建設業協会	507-0812	多治見市下沢町3-17-1	(0572)22-7413
(一社) 恵那建設業協会	509-7201	恵那市大井町2087-276	(0573)25-5221
(一社) 下呂建設業協会	509-2506	下呂市萩原町羽根2583-3	(0576)52-1165
(一社) 高山建設業協会	506-0052	高山市下岡本町2344-6	(0577)32-2131
(一社) 吉城建設業協会	509-4263	飛騨市古川町上野682	(0577)73-5800

4 手数料及び納付方法

経営事項審査に係る手数料は、令和7年12月末の岐阜県収入証紙の販売終了に伴い、これまでの収入証紙での納付から、審査後に申請先の土木事務所のレジまで移動しキャッシュレス決済または現金での納付となります。岐阜県ではキャッシュレス決済での納付を推奨しています。キャッシュレス決済での納付にご協力をお願いします。

また、これに伴い、これまでの経営事項審査用収入証紙納付書の代わりに経営事項審査手数料納付方法確認書が提出書類となります。納付手続きに使用しますので、経営事項審査手数料納付方法確認書を作成し審査に持参してください。

なお、岐阜県収入証紙の使用期限(令和8年9月末)までは岐阜県収入証紙での納付も可能です。この場合は、岐阜県収入証紙を経営事項審査用収入証紙納付書に貼付して納付して下さい。

納付手続きの詳細については、下記 URL からご確認ください。

岐阜県公式 HP 経営事項審査(紙申請)手数料納付方法変更のお知らせ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/460545.html>

手数料の額は、建設業法施行令、岐阜県土木関係手数料徴収条例の定めに従い、次のとおりです。

なお、建設業許可等電子申請システム（以下「J C I P」という。）による申請（以下「電子申請」という。）の場合は J C I P を経由したネットバンキングのみでの納付となります。

経営規模等評価

- ・ 8,100 円に評価を受けようとする建設業 1 業種につき 2,300 円を加算して得た額

総合評定値通知

- ・ 400 円に通知を受けようとする建設業 1 業種につき 200 円を加算して得た額

* 経営規模等評価と総合評定値通知を同時に申請する場合は、両手数料の合計になります。

5 審査会場

土木事務所名	総合庁舎	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜	OKB.ふれあい会館内	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53	058-214-9624
大垣	西濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
揖斐	揖斐	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	0585-23-1111
美濃	中濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	0575-33-4011
郡上	郡上	501-4292	郡上市八幡町初音1727-2	0575-67-1111
可茂	可茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
多治見	東濃西部	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
恵那	恵那	509-7203	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111
下呂	下呂	509-2592	下呂市萩原町羽根2605-1	0576-52-3111
高山	飛騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111
古川		509-4263	飛騨市古川町上野617-1	0577-73-2911

6 結果通知書

- ・ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者本人宛に郵送します。
- ・ 本通知書は、再発行できません。各発注機関が実施する入札参加資格審査の際に必要なとなりますので、大切に保存して下さい。

（結果通知書を紛失した場合、写しを交付することはできます。）

7 再審査申立

- (1) 行政庁側の処理誤り等により、経営規模等評価結果通知書の記載に誤りがあった場合にはその結果通知書を受け取った日から 30 日以内であれば審査行政庁に再審査の申立

ができますので、結果通知書を受領した時は、直ちに内容を必ず確認して下さい。

なお、申請者側の誤りによるものは再審査の対象にはなりません。

- (2) 国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合には、当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から 120 日以内であれば審査行政庁に再審査の申立ができます。審査基準の改正等があった場合には別途連絡します。

8 経営事項審査結果の公表

経営事項審査の結果は、競争入札参加者選定手続きの透明性の向上による公正性の確保、企業情報の開示及び相互監視による虚偽申請の抑止を目的として、閲覧、インターネットにより公表されています。

○閲覧所における公表 (岐阜県知事許可業者のみ)

場 所： 岐阜県庁 2F 建設業者提出書類閲覧所

時 間： 月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

(ただし、「岐阜県の休日定める条例」第一条に規定する県の休日は除きます。)

○インターネットによる公表 (全国の建設業者が対象)

(一財)建設業情報管理センター URL: <http://www.ciic.or.jp/>

9 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分

経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には法律により罰せられます。

- ・申請書類に虚偽の記載をして提出したもの
- ・審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし若しくは虚偽の資料を提出したもの

また、申請書類に虚偽の記載をして提出して得た経営事項審査結果通知書を各発注機関に提出した場合などで請負契約に関し不誠実な行為をしたと認められる場合には、許可行政庁より指示又は営業停止(行政処分)などの監督処分に処せられます。

10 その他(許可換え、許可切れ等と経営事項審査について)

- ・許可換え新規(大臣許可 → 知事許可 等)、般・特新規(一般 → 特定 等)の場合、新たに経営事項審査を受け直す必要はありません。
- ・建設業許可を失効した場合(許可切れ等の場合)は、許可の失効に伴い経営事項審査の効力も失効します。公共工事の受注を希望する場合は、建設業許可を再取得後、新たに経営事項審査を受ける必要があります。

1 1 電子申請手続について

建設業許可等電子申請システム（J C I P）による電子申請が行うことも可能です。

- ・ J C I P の概要については国土交通省ホームページをご確認ください。
(https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)
- ・ J C I P の操作方法についてはヘルプデスクへお問い合わせください。
- ・ J C I P を利用するためには、デジタル庁が所管する G ビズ I D の取得が必要です。
詳しくは、デジタル庁及び G ビズ I D の W e b サイトをご確認ください。
デジタル庁 (<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>)
G ビズ I D (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
- ・ 申請書の記載方法及び確認資料等については、紙申請の場合と同様となります。
(確認資料については一部添付不要となる書類があります。)
- ・ 審査は J C I P で審査を希望する月の前月 2 0 日までにされた申請を翌月の指定日に行います。
例：3/21～4/20 に申請 → 5 月の指定日に審査
4/21～5/20 に申請 → 6 月の指定日に審査
- ・ 前月 2 0 日までに一部書類が揃わない場合、前月末までに書類の添付が可能な場合に限り、その申請を翌月の指定日に審査します。その場合、J C I P の「申請・届出にあたっての連絡事項」欄に添付が間に合わない書類と、その書類がいつ添付できるかを記載し、その書類を添付する欄には白紙の書類を代わりに添付して申請してください。
詳細は岐阜県における経営事項審査申請に係る Q & A (Q2-2,3) をご確認ください。
- ・ 電子申請分についての審査日（指定日）は県 HP 上で公表している「経営事項審査日程表」において電子と記載されている日となります。月に希望日が複数ある場合は「申請・届出にあたっての連絡事項」欄に希望日を記載ください。申請数等によっては必ずしもご希望に添えない場合がございますのでご注意ください。申請件数が多い場合等には審査日を新たに設ける場合があります。別途システム上でも連絡します。
- ・ 電子申請の場合、審査日に土木事務所に来所する必要はありませんが、県から事実関係の確認や補正等の連絡がある場合がありますので、当日は連絡の取れる体制の確保をお願いします。
- ・ 電子申請の場合、申請手数料の納付方法は J C I P を経由したインターネットバンキング（F-REGI）での支払いのみとなります。また、手数料納付のタイミングは技術検査課で申請書類の添付資料等を確認した後となりますので、余裕をもった申請をお願いします。
- ・ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、紙による申請と同様に申請者本人宛に郵送します。

II 申請の方法

1 経営事項審査の申込み

経営事項審査の申請は、日程表を確認の上、主たる所在地を管轄する土木事務所あて「往復はがき」又は、「LoGo フォーム」によるオンライン申請にて申込みをして下さい。

その後、土木事務所から、返信はがき又は電子メールにて、日時・場所を通知しますので、その通知により指定された日時等に申請(受審)して下さい。

* 受審希望日の2週間前までに申込をして下さい。

○経営事項審査日程表

下記のウェブサイト又は各土木事務所にて確認して下さい。

ぎふポータル(岐阜県公式サイト)内 「経営事項審査の広場」

URL:http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_8767.html

○申込方法

- ・ [往復はがき] 次のとおり記載し、送付して下さい。

(返信裏面)

経営事項審査申請日等通知書		
申出のあった、経営事項審査申請について下記のとおり決定したので通知します。		
審査日	年 月 日	午前 午後
審査場所	総合庁舎	会議室
※指定された審査日時に申請することができなくなった場合は、すみやかに所管する土木事務所に申し出ること(この場合、翌日以降に変更となることもあります)。		

(往信裏面)

経営事項審査申請出書		
下記のとおり、経営事項審査申請の申出をします。		
申請者	許可番号	岐阜県知事 一般 第一 号
主たる営業所の所在地	商号	
代表者	電話番号(連絡先)	
審査基準日(最新の決算日)	審査希望月	年 月 日
手数料納付方法		年 月
		キャッシュレス決済・現金・収入証紙
※上記太枠の中のみ記入すること		
土木事務所記入欄		
	年 月 日	午前 ・ 午後

○LoGo フォームオンライン申請

経営事項審査を対面(紙申請)で受審する場合の申込みが「往復はがき」の他に「LoGo フォーム」によるオンライン申請が可能となりました。

下記のウェブサイト又は各土木事務所にて確認して下さい。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1892.html#moushikomi>

2 申請上の注意事項

- ・申請の際には、申請にかかわる書類について説明を求めることがあります。内容を十分に把握している者が、審査会場へお越しください。
- ・申請書の補正に時間がかかる場合や提示書類の不備等により申請内容の事実が確認できない場合には、申請当日の補正指示に基づいて後日再度申請をしていただきます。
- ・変更や廃業の届出等が未提出の場合には、必ず審査を受ける前日までに提出を済ませておいて下さい。
- ・申請書を受け付け後、改めて内容確認等のために電話や文書にて照会を行うことがありますので、ご了承下さい。
- ・電子申請の場合は、往復はがきによる土木事務所への申込みは不要です。

3 提出書類等（岐阜県知事許可業者）

(1) 提出書類等

下記の書類を提出して下さい。

書類名	備考
1 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 [様式第 25 号の 14]	記載方法等については p.19～ 参照
2 工事種類別完成工事高 [〃 別紙 1]	記載方法等については p.33～ 参照
3 その他の審査項目(社会性等) [〃 別紙 3]	記載方法等については p.49～ 参照
4 技術職員名簿 [〃 別紙 2]	記載方法等については p.68～ 参照
5 経営状況分析結果通知書 [様式第 25 号の 13]	登録経営状況分析機関から送付された通知書を添付
6 工事経歴書 [様式第 2 号] (審査対象事業年度の完成工事高確認資料)	審査対象事業年度に係る事業年度終了届を提出済みの場合は不要
7 「資本性借入金」該当証明書 の写し(様式)	資本性借入金を自己資本とみなす場合に添付すること。 この場合経営状況分析結果通知書は、資本性借入金在自己資本に加算された通知書を添付すること。
8 内訳工事一覧表（※別添様式） (前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高確認資料)	前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度に係る完成工事高で、 <u>内訳工事(プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事)の実績がある場合のみ作成すること</u>
[高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者] 9 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第 3 号)」継続雇用制度の対象者であることを証する会社の書面(原本)	記載方法等については p.29、73～ 参照
[CPD 単位取得数：項番 46 及び技能レベル向上者数：項番 47] 関係 10・CPD 単位を取得した技術者名簿(様式第 4 号)と継続学習(CPD)学習履歴証明書の写し ・技能者名簿(様式第 5 号)と技能者評価結果通知書の写し	技術職員名簿(別紙二)に記載した者以外で評価対象がいる場合のみ添付すること ※記載等は p.74 参照 ・審査基準日以前 1 年間のうちに取得した CPD の単位数継続学習(CPD)学習履歴証明書 ・審査基準日以前 3 年間のうちにレベルの向上 1 以上の技能者数 ※記載等は p.75 参照 技能者評価結果通知書の写し
[建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況：項番 51] 関係 11・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第 6 号)	・審査基準日以前 1 年のうちに対象工事で該当措置を実施している場合に添付すること ※記載方法等については p.52～、58～ 参照
[建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無：項番 52] 関係 12・自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し(宣言書という) ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第 7 号)	・審査基準日において国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請及び下請事業者の立場で行っており、宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている場合に添付すること ・宣言書は、自主宣言制度 HP における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」からダウンロードしたものを添付する 【自主宣言制度ホームページ URL】： https://jishusengen.mlit.go.jp/index.html ・様式第 7 号の記載方法等については p.60 参照

<p>〔民事再生法又は会社更生法の適用の有無：項番 54〕 関係</p> <p>13・ 手続開始の決定日を証明する書面の写し ・ 手続終結の決定日を証明する書面の写し (官報公告の写し等)</p>	<p>審査対象事業年度に受けた決定について提出して下さい (該当がある場合)</p>
<p>〔監査の受審状況：項番 58〕 関係</p> <p>14 有価証券報告書又は監査報告書の写し(会計監査人 設置会社)、会計参与報告書の写し(会計参与設置会 社)、経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第 2号)</p>	<p>審査対象事業年度に係るもの ※監査報告書の写しに関しては、無限定適正意見又は限 定付適正意見が付されているものが対象 ※経理処理の適正を確認した旨の書類の押印不要</p>
<p>〔建設機械の保有状況：項番 62〕 関係</p> <p>15 「建設機械の保有状況」に記載された台数のうち、 評価対象の上限となる <u>15台以内</u>について確認でき る次の資料</p> <p>①建設機械の保有状況一覧表 ※記載方法等については、p.56,79 参照</p> <p>②売買契約書(リース所有の場合は、リース契約書) の写し ※売買契約書を滅失等している場合は、メーカ、販 売者が作成した販売証明書(売買当事者、販売 日、機種名、形式(型番)、証明日等を記載し、 販売者代表者印を押印したもの)の写しでも可 ※リース契約書は審査基準日から将来に渡って1年 7ヶ月以上の使用期間のあるもの</p> <p>③審査基準日において有効な、特定自主検査記録表 (右側ア、エ)性能検査証(右側ウ)自動車検査証 記録事項(右側イ)の写し ※特定自主検査記録表の提出を求める建設機械につ いて、購入から1年(不整地運搬車は2年)を経 過していないものは、パンフレット等、対象機械 であることを確認できる資料の提出で可</p>	<p>建設機械は、以下に掲げるものが対象</p> <p>ア) 建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系 掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及び モーターグレーダー</p> <p>イ) 土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査 証(道路運送車両法第60条第1項の自動車検査 証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、 「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレー ラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車 体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」 と記載と記載されている大型特殊自動車</p> <p>ウ) 労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に掲 げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン</p> <p>エ) 労働安全衛生法施行令第13条第3項第3号に 掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業 床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別 表第7第4号に掲げる締固め用機械(ロードロー ラー、タイヤローラー、振動ローラー)及び同表 第6号に掲げる解体用機械(ブレーカ、鉄骨切断 機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)</p>
<p>〔エコアクション21の登録の有無：項番 63 及び ISO9001の登録の有無：項番 64 及びISO 14001の登録の有無：項番 65〕 関係</p> <p>16・ (一財)持続性推進機構による認証を証明する 書類、付属書の写し ・ (公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJA Bと相互認証している認定期間に認定されている審 査登録機関の認証を証明する書類、付属書の写し ・ エコアクション21・ISO取得状況一覧表(岐阜県 提出経営事項審査用様式)</p>	<p>認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位では なく特定の事業所単位での認証となっている場合は不可 ※記載方法等については、p.55,56,78 参照</p>
<p>17 委任状、その他作成等に係る権限を有することを証 する書面</p>	<p>申請者以外の者が申請書等を作成した場合に必要な</p>
<p>18 岐阜県収入証紙納付書 経</p>	<p>収入証紙での納付手続きに使用 所要額分の岐阜県収入証紙を貼付すること ※令和8年10月以降は収入証紙による納付不可。19の 書類を作成し、土木事務所のレジで納付</p>
<p>19 経営事項審査手数料納付方法確認書</p>	<p>土木事務所のレジでの納付手続きに使用。審査後に土木</p>

事務所で納付し、審査会場の受付に提出。
 ※納付後に審査会場の受付に当該書類が提出されない場合は審査完了とならず、結果通知書は発送されません。

○7～17については、該当がある場合のみ提出

○提出部数

1部（申請者用の控を必要とする場合は2部（控には受付印を押印し返却します。）

***岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請をされる方は、必ず控に受付印を押印してもらおうこと。**

○書類の綴じ方

1が一番上になるよう書類を重ね、左上をステープラ（ホッチキス）で綴じて下さい。

※15、16、18、19は綴じないこと。

(2) 提示する書類

下記の書類を審査会場へ持参して下さい。

・特にことわりがない書類については、原則として原本を持参して下さい。

- ・審査会場において、申請書等の修正をしていただく場合がありますので、筆記用具等を持参して下さい。
- ・前事業年度末を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合については、前審査対象事業年度以前に係る書類は省略することができます（決算期変更等の場合を除く。）。
- ・新規等の場合（前事業年度末を審査基準日とする経営事項審査を受けていない場合、初めて経営事項審査を受ける場合、決算期変更、合併時経営事項審査等）は、前審査対象事業年度に係る書類も必要となります（完工高において「3年平均」を選択する場合にあっては前々審査対象事業年度も必要）。
- ・電子申請の場合、JCIP上で添付していただく必要があります。各審査項目の確認書類として求められている書類は、各審査項目の添付場所に添付してください。そうでない場合は、「その他添付ファイル」に添付してください。

書類名	備考	項番
1 建設業許可申請書、変更届等の控	申請時に有効な許可申請書、許可以降に提出した変更届等のすべてについて持参すること (土木事務所の受付印のあるものに限る。) 一部業種を廃業した場合は、廃業届も必ず持参すること	
2 当初許可(登録)通知書	当初の許可又は登録年月日が確認できるもの (過去の経営事項審査で年月日が確定できる者は不要)	
3 前事業年度の経営事項審査結果通知書	前事業年度末を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合に持参すること	
4 法人番号指定通知書の写し又は「法人番号公表サイト」にて申請者の法人番号を表示した画面の写し	申請者が法人であって法人番号の指定を受けている場合、持参すること (過去の経営事項審査において既に提示している者は不要)	07

<p>5 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知等 (技術職員及び経理職員の常勤性確認資料、及び技術職員の6ヶ月を超える恒常的雇用関係の証明)</p>	<p>審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係の確認できる以下の①、②の資料 ※①、②それぞれで「*」のいずれかの資料を提示</p> <p>【①常時雇用の確認書類】(技術職員及び経理職員) 審査基準日を含む期間について、技術職員及び経理職員に係るものを持参すること</p> <p>*健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・標準報酬決定後、審査基準日までに職員の異動がある場合は、資格取得(喪失)届出書を併せて提示 ・従業員4人以下の個人事業者は不要 ・日本年金機構(旧社会保険庁)より健康保険適用除外承認のある場合は受付印のある承認書若しくは適用除外承認証明書</p> <p>*後期高齢者等(75歳以上又は65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)を雇用している場合、以下のいずれか (1)厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は算定基礎届 (2)所属企業の雇用証明書の写し及び賃金台帳 (様式はp.81参照)</p> <p>*賃金台帳等[適用除外等] 労働基準法で定められたもので、審査基準日を含むもの (源泉徴収票は不可)</p> <p>出向者がいる場合、出向契約書等、出向を確認できる書類をあわせて持参すること</p> <p>【②6ヶ月超前からの雇用の確認書類】(技術職員)</p> <p>*健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(申請時直近分+前年度分)</p> <p>*厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は算定基礎届(申請時直近分+前年度分)</p> <p>*雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し</p> <p>*所属企業の雇用証明書の写し及び賃金台帳 (様式はp.81参照)</p> <p>*賃金台帳等[適用除外等]</p> <p>※前審査基準日(6ヶ月超前のもの)の経営事項審査の技術職員名簿に記載されている技術者については省略。 新たに追加された技術職員について持参すること。</p> <p>【高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者】(6ヶ月超前からの雇用者) ※上記に加えて以下の書類を持参すること</p> <p>*継続雇用制度の対象者であることを証する書面(原本) →※こちらは提出書類とします。 (常時10人以上の労働者を使用する事業者は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示)</p>	<p>19</p>
<p>■別紙一 工事種別完成工事高</p>		
<p>○前事業年度末を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合 原則として、審査対象事業年度に係る書類のみ持参いただければ結構です。 ただし、事業年度終了届の控については、前審査対象事業年度に係る書類も必要となります。 (完工高において「3年平均」を選択する場合にあっては前々審査対象事業年度分も必要)</p> <p>○新規等の場合</p>		

<p>6～10については、前審査対象事業年度に係る書類も必要となります。 (完工高において「3年平均」を選択する場合には前々審査対象事業年度分も必要)</p>		
6 事業年度終了届の控 (工事経歴書、財務諸表等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「2年平均」で申請する場合 審査対象事業年度及び前審査対象事業年度に係る事業年度終了届の申請者控 (土木事務所の受付印のあるもの) ・「3年平均」で申請する場合 審査対象事業年度、前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度に係る事業年度終了届の申請者控 (土木事務所の受付印のあるもの) 	
7 法人税確定申告書の控 及び添付書類 等	<p>個人事業主の場合は下記のとおり 青色申告者：青色申告書決算書の控及びその添付資料 白色申告者：確定申告書の控 法人の場合は決算書類及び勘定科目明細書を含む</p>	
8 消費税確定申告書の控及び添付書類	<p>免税業者は不要 ※消費税確定申告書の課税標準額が損益計算書の売上高を下回っているときは、その理由を確認し、場合によっては申請書の是正、経営状況分析の受けなおしを求めることがあります。事前によくご確認ください。</p>	
9 消費税納税証明書(その1)	<p>国税通則法施行規則別紙8号書式(その1)による証明書 ※納税証明書はオンライン請求によりPDFで取得することが可能。PDFで取得をした場合は印刷した証明書を提示。 詳細は下記URLからご確認ください。 【URL】：https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0025007-061.pdf</p>	
10 工事請負契約書等	<p>審査対象事業年度における工事経歴書に記載された種類毎に請負代金の大きい上位3件の工事請負契約書、注文書、下請契約書、注文請書等 ※JV工事の契約書、協定書は必要 (公共・民間工事、元請・下請を問わない)</p>	
<p>■別紙二 技術職員名簿</p>		
<p>「技術職員名簿」に記載したすべての者について必要</p>		
11 技術者資格証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験が必要な資格については、実務経験証明書 ・登録基幹技能者講習を修了している者は、講習修了証(様式第30号) ・認定能力評価基準によりレベル4又はレベル3と判定された者は能力評価結果通知書 ・監理技術者補佐については、「主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料及び1級技士補の第一次検定の合格を証する書面(合格通知書等)」または「監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料」が必要 ※新たに申請する技術者に係るものについては、併せて、原本を持参すること。ただし、法律で資格者証等の携帯が義務付けられているものについては、写しだけでよいものとする。 ※監理技術者資格者証で確認できる場合は、その写しで可 	
12 監理技術者資格者証の写し 及び監理技術者講習修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において有効な資格者証及び講習修了証 	82

■別紙三 その他の審査項目（社会性等）

下記については、項番 41～43、50～52、55、58～60 において該当がある場合に必要		
13 建設業退職金共済組合加入・履行証明	審査基準日に加入していることが証明できるもの	41
14 退職一時金制度導入を証明する書類	審査基準日に導入していることが証明できるもの ① 労働協約（退職金の算定方法等を含むもの） ② 労働基準法に基づく就業規則に定める退職手当に関する規則（退職金の算定方法等を含む労働基準監督署の受付印のあるもの） ③ 中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約証明書 ④ 所得税法施行令に基づく共済契約証明書のいずれか ⑤ 退職金規定（退職金の算定方法等を含むもの）	42
15 企業年金制度の導入を証明する書類	審査基準日に加入していることが証明できるもの 厚生年金基金加入証明書、適格退職年金契約書 確定拠出年金（企業型）加入証明書 確定給付企業年金（基金型又は規約型）加入証明書	42
16 法定外労働災害補償制度加入証明書又は契約書	審査基準日に加入していることが証明できるもの （公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会及び（一社）全国労働保険事務組合連合会のいずれかの加入証明書 民間保険事業者との間で締結した労働災害給付に関する保険証券又は保険加入証明書 ※加入証明書は p.80 の様式によらなくても可	43
17 えるぼし認定、くるみん認定、ユースフル認定を証する書面の写し及び厚生労働省の公表資料（認定企業一覧）やデータベース等の写し	審査基準日において認定取消又は辞退がなされておらず、厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できるもの 基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類の写し	48 49 50
18 防災協定書等	審査基準日時点で有効な協定に限る ・国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書 ・申請者の所属する団体が、防災協定を締結している場合は、当該団体への加入を証明する書類及び防災活動に対し一定の役割を果たすことを証明する書類 （当該団体の証明書は、審査基準日を証明日として発行されたものが対象。）	55
19 登記事項証明書等	会計監査人設置会社又は会計参与設置会社であることの確認	58
20 公認会計士、税理士資格証の写し 登録経理試験合格証の写し 登録経理講習の修了証の写し	審査基準日以前に受けた合格証書、合格証明書等、登録経理講習の修了証	59 60

(3) 問い合わせ先

申請書の記載方法、必要書類、基準、結果通知書等については、下記へお問い合わせ下さい。

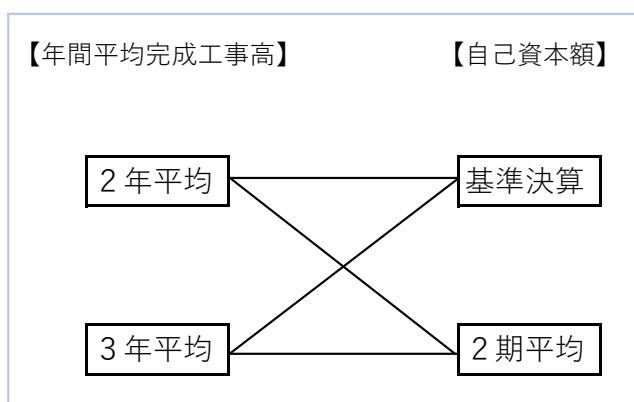
○岐阜県 県土整備部技術検査課

TEL：058-272-8504

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 12F

Ⅲ 申請書の記載要領

- ・申請書等は、所定の用紙を使用し、ダウンロードした様式ファイル(Excel)を印刷、又は手書きの場合は、ペン、ボールペン又はゴム印により記入してください。
- ・申請書類の作成にあたっては、各帳票の記載要領のほか、本書をよく読んで記入してください。
- ・申請書類は、審査基準日現在の状況について正確に記入して下さい。書類に虚偽の記載をすると法律により罰せられます（建設業法第 50 条第 1 項第 4 号）。
- ・申請にあたり、申請者の判断により選択できる項目があります。



- * 年間平均完成工事高、自己資本額の 2 項目は、それぞれ独立しており、選択が可能です。
- * この選択により、点数を算出する際の各審査項目の評点が異なってきます。近年の経営状況及び実績を十分に考慮した上で申請書類を作成して下さい。

	【年間平均完成工事高】		【自己資本額】
例 1	3年平均	—	2期平均
例 2	2年平均	—	基準決算

- ・申請書類の記載に訂正箇所が生じた場合、当該箇所を二重線で消した上で、訂正後の文字を記入して下さい。
- ・申請書に誤りが多く認められる場合には、書き直し又は後日提出していただくことがあります。
- ・申請者から委託を受けた者が申請する場合、申請書の余白に住所、氏名及び電話番号を明記して下さい。
- ・行政書士でない者が、法律で特別の定めがある場合を除き、報酬を得て行政官庁に提出する書類を作成することは行政書士法違反となります。書類の作成を依頼する際には、ご注意ください。

記載例

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立~~
総合評定値請求書

不要なものは抹消すること

令和 8年 4月 10日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
岐阜県知事 殿

申請者 岐阜市藪田南2-1-1
株式会社 岐阜建設
代表取締役 岐阜 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	号
申請時 許可番号	02	大臣 知事	コード 21 国土交通大臣 知事 許可 一般特 02 第 9999999 号
前回の申請時 許可番号	03	大臣 知事	コード 3 国土交通大臣 知事 許可 一般特 第 号
審査基準日	04	令和 7年 1月 30日	
申請等の区分	05	1	記載要領9の表に使い該当するコード番号を記入
処理の区分	06	00	記載要領9を参考に、該当するコードを記入すること 右側のカラムは記載要領9の別表(2)に該当する場合に記入すること
法人又は個人の別	07	3 (1.法人) 4,5 2.個人	10 1754 (千円) 14,15 1234567890123
商号又は名称 のフリガナ	08	3 ギフケンセツ	10 「ギ」「ハ」等は1文字として扱う 法人の種類略号のフリガナは不要
商号又は名称	09	3 (株) 岐阜建設	
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	3 ギフ タロウ	23,25 姓と名の間は1カラム空ける
代表者又は 個人の氏名	11	3 岐阜 太郎	
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	3 21201	
主たる営業所の所在地	13	3 藪田南2-1-1	
郵便番号	14	3 500-8570	10 電話番号 058-272-1111
許可を受けている 建設業	15	3 221111	10 申請時に許可を受けている業種を記入 (1.一般 2.特定)
経営規模等評価等 対象建設業	16	3 999999	10 経営規模等評価を申請する業種に0を記入

記載要領 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（様式第 25 号の 14）

1 「経営規模等評価申請書

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書」、

「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。

建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「地方整備局長

北海道開発局長、「国土交通大臣 「般

知事」 「知事」及び 「特」については、不要のものを消すこと。

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 3 太線の枠内には記入しないこと。

- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□ のように左詰めで記入すること。

- 5 02 「申請時の許可番号」の欄の「大臣・知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

■ 大臣・知事コードは、岐阜県知事許可業者は「21」です

（国土交通大臣許可業者は「00」）。

- 6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

■ 許可の更新等に伴い、年度のみが変更となった場合は、記載不要です。

- 7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和8年3月31日であれば、年月日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 8 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日 (令和8年3月31日)より前の日(令和7年11月1日)に申請するとき
----	---

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 法人換え(個人→法人)、相続等による事業の承継(個人(親)→個人(子))に際し、新規継承の許可を受けた場合で法人設立日又は事業継承日を審査基準日とする場合及び法人設立又は事業継承後12ヵ月に満たない期間で終了した最初の事業年度終了の日を審査基準日とする場合については、「処理の区分」の左側に「02」を記載して下さい。
- 既存の法人(事業年度2期以上)が、新たに建設業許可を取得し、経営事項審査を受ける場合は、直近の事業年度終了の日が審査基準日となるため「00」を記載して下さい。

10 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号の指定を受けたものであれば、必ず記入すること。

11 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば 又は のように1文字として扱うこと。
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 「商号又は名称」の欄は、申請時の商号又は名称を法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて記入すること。

(例)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば又はのように1文字として扱うこと。
- 14 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合は申請時のその代表者の氏名を、個人の場合は申請時のその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、申請時に主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
 ■ IVコード表の p.82 「1 市町村コード」を参照して下さい。
- 16 「主たる営業所の所在地」の欄には、申請時の主たる営業所の所在地について15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えばのように記入すること。
- 17 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えばのように記入すること。
- 18 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

■償還までの残存期間が5年未満となった資本制借入金は、1年ごとに20%ずつ自己資本とみなす部分が逓減されます。

■経営事項審査において自己資本とみなせる資本性借入金については岐阜県における経営事項審査申請に係るQ&A(Q3-4)及びP.32の資料を参照してください。

21 **1** **8** 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

■申請書に記載する項目については下表のとおり。

利益額（利払前税引前償却前利益） = 営業利益 + 減価償却実施額

	申請者区分	
	法人	個人
営業利益	別記様式16号「損益計算書」に記載の営業利益を記入。	別記様式第19号「損益計算書」に記載の営業利益を記入。
減価償却費	法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類に計上されている減価償却費の額を記入。	所得税青色申告決算書又は収支内訳書並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類に計上されている減価償却費の額を記入。

22 **1** **9** 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

■ 労務者、パート、アルバイト等は技術職員数から除外して下さい。

■ 技術職員(常勤の役員を含む)が親会社等からの出向者である場合は、出向元の健康保険組合に加入していること及び出向契約書等で出向が確認できる者は職員の対象となります。

■ 詳細については、p.28の「その他の注意点」を参照。

23 **2** **0** 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば**0****0****0****0****0****1**のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1) (0 2 「申請時の許可番号」関係)

0 0	国土交通大臣	1 2	千葉県知事	2 4	三重県知事	3 6	徳島県知事
0 1	北海道知事	1 3	東京都知事	2 5	滋賀県知事	3 7	香川県知事
0 2	青森県知事	1 4	神奈川県知事	2 6	京都府知事	3 8	愛媛県知事
0 3	岩手県知事	1 5	新潟県知事	2 7	大阪府知事	3 9	高知県知事
0 4	宮城県知事	1 6	富山県知事	2 8	兵庫県知事	4 0	福岡県知事
0 5	秋田県知事	1 7	石川県知事	2 9	奈良県知事	4 1	佐賀県知事
0 6	山形県知事	1 8	福井県知事	3 0	和歌山県知事	4 2	長崎県知事
0 7	福島県知事	1 9	山梨県知事	3 1	鳥取県知事	4 3	熊本県知事
0 8	茨城県知事	2 0	長野県知事	3 2	島根県知事	4 4	大分県知事
0 9	栃木県知事	2 1	岐阜県知事	3 3	岡山県知事	4 5	宮崎県知事
1 0	群馬県知事	2 2	静岡県知事	3 4	広島県知事	4 6	鹿児島県知事
1 1	埼玉県知事	2 3	愛知県知事	3 5	山口県知事	4 7	沖縄県知事

別表(2) (0 6 「処理の区分」関係)

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建

	設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

その他の注意点

- (1) 経営規模等の評価を申請する者、経営規模等評価の再審査を申し立てる者、総合評定値の請求をする者はそれぞれ項番 05 の区分に従い、この用紙で申請すること。
- (2) 技術職員の数は、審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ次の要件に適合する者の合計数とする。

ア 法人の場合

- ・代表者を含む役員（監査役を除く。）で、当該事業所の健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）又は組合管掌健康保険）被保険者又は健康保険の保険者から適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している者。
- ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者で、当該事業所の健康保険（協会けんぽ又は組合管掌健康保険）被保険者又は健康保険の保険者から適用除外の承認を受け、国民健康保険組合に加入している者。
- ・後期高齢者等（75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の認定を受けた者）を雇用している場合で、厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届又は算定基礎届を提出している者。

イ 個人の場合

- ・事業主
- ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（専従給与所得者を含む）。ただし、常時5人以上の従業員を使用する事業所（＝健康保険強制適用事業所）の場合は、当該事業所の健康保険（政府管掌又は組合管掌健康保険）被保険者又は健康保険の保険者から適用除外の承認を受け、国民健康保険組合に加入している者。
- ・後期高齢者等(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)を雇用している場合で、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は算定基礎届を提出している者。

※ただし、法人・個人ともに健康保険適用事業所にもかかわらず健康保険未加入の事業所は、「経營業務管理責任者」、「営業所専任技術者」、「令第3条に規定する使用人」についてのみ、常勤の技術職員として認めることとする。

ウ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者（6ヶ月超前からの雇用者）

- ・「継続雇用制度の対象者であることを証する会社の書面」に記載されている者。
- ※技術職員に継続雇用制度の対象者がいる場合は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」を記入のうえ提出すること。常時10人以上の労働者を使用する事業者においては、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を併せて提示すること。
- ※継続雇用対象者についても、6ヶ月超前からの雇用、常時雇用について確認を行うので注意すること。

(3) 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱いについて

- ① 技術職員について、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりとする。
 - 1 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
 - 2 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。
ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
 - 3 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

- ② 審査基準日（決算日）から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とする。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおり。

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
10月31日	10月30日	5月 1日	4月30日
11月30日	11月29日	5月30日	5月29日
12月31日	12月30日	7月 1日	6月30日
1月31日	1月30日	7月31日	7月30日
2月28日	2月28日	8月29日	8月28日
3月31日	3月30日	10月 1日	9月30日
4月30日	4月29日	10月30日	10月29日
5月31日	5月30日	12月 1日	11月30日
6月30日	6月29日	12月30日	12月29日
7月31日	7月30日	1月31日	1月30日
8月31日	8月30日	3月 1日	2月28日
9月30日	9月29日	3月30日	3月29日
4月 1日	3月31日	10月 1日	9月30日
10月 1日	9月30日	3月31日	3月30日
6月15日	6月14日	12月15日	12月14日

〈様式〉

【記入例】「資本性借入金」該当証明書

令和7年8月1日

所有資格 建設業経理士1級

商号又は名称 ●●株式会社

氏名 国土 太郎

押印不要
記名可

△△株式会社において、令和7年3月31日時点の借入残高のうち、50,000,000円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書項目 5.借入日 6.期限
	期限一括償還*1	〇〇金銭消費貸借契約証書項目 7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定*2	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保*3	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*1同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*2業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること

*3少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目	内容
貸出主	××銀行
借入金額	50,000,000円
借入期間	2015年4月1日～2027年3月31日
当期決算日における残存年数	2年以上3年未満
自己資本と扱う額*4	当期決算日 (2025年3月31日) 20,000,000円
	前期決算日 (2024年3月31日) 30,000,000円

*4「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

「資本性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる関係省庁等の制度

制度名
<p>挑戦支援資本強化特例制度</p> <p>(日本政策金融公庫)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度</p> <p>(日本政策金融公庫)</p>
<p>中小企業活性化協議会版「資本的借入金」</p>
<p>中小企業活性化協議会版「資本的借入金」</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)</p>
<p>災害対応型劣後ローン</p> <p>(日本政策金融公庫)</p>
<p>産業復興機構による既往債権の買取制度</p>
<p>危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン</p> <p>(日本政策投資銀行・商工中金)</p>
<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度</p>
<p>農林漁業経営資本強化資金</p>

記載例 2年平均の場合

(用紙A4)
2 0 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2枚目以降は記入不要

申請者

株式会社 岐阜建設

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 0 6 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 6 年 4 月 ~ 7 年 3 月 「項番16」の業種と一致 業種コードをカラムに記入 対象事業年度の 審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 7 年 0 4 月 至 0 8 年 0 3 月 1 (1. 2年平均 2. 3年平均) 決算日が月末ではない場合は、自と至の欄を同月にする。 (例) 4月20日が決算日の場合 自: 03年04月 至: 04年04月
業種コード 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 1 0 0 1 1 2 0 0 0 0 9 4 5 0 0 9 4 5 0 0	
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 112,000 112,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
土木一式工事 内訳表示のある業種は、必ず次の欄に対応する内訳を記入 (土木一式工事-プレストレストコンクリート構造物工事、とび・土工工事-法面処理工事、鋼橋構造物工事-鋼橋上部工事)	
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 プレストレスト コンクリート 構造物工事 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
3 2 0 3 0 8 4 5 0 0 7 2 0 0 0 6 1 1 0 0 5 2 0 0 0	
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 大工工事 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 84,500 72,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
3 2 0 9 0 1 7 0 0 0 1 4 5 0 0 2 4 6 0 0 2 1 1 0 0	
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 管工事 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 17,000 14,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
3 3 0 4 2 0 0 3 5 0 0 3 6 0 0 2 8 0 0	
工事の種類 完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 その他 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4,200 3,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
3 4 0 2 1 7 7 0 0 2 0 2 0 0 0 1 8 3 8 0 0 1 7 0 4 0 0	
合計 この様式が2枚以上にわたる場合には、「その他」と「合計」は最後の用紙に記入 建設工事で審査対象業種以外の完成工事高の合計を記入。 千円未満切捨て 工事経歴書、損益計算書の完成工事高と一致。 千円未満切捨て	
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)	

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2枚目以降は記入不要

申請者 株式会社 岐阜建設

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 5 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月	審査対象事業年度 自 0 7 年 0 4 月 至 0 8 年 0 3 月	計算基準の区分 2 (1. 2年平均 2. 3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 6 年 4 月 ~ 7 年 3 月 対象事業年度の 審査対象事業年度 5 年 4 月 ~ 6 年 3 月		
「項番10」の業種と一致 業種コードをカラムに記入			
業 種 コ ー ド	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)
3 2 0 1 0	1 2 7 6 0 0	1 2 7 6 0 0	9 4 5 0 0
工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
土木一式工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 112,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 112,000	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 143,200	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 143,200	
内訳表示のある業種は、必ず次の欄に対応する内訳を記入 (土木一式工事-プレストレストコンクリート構造物工事、及び・土工工事-法面処理工事、鋼構造物工事-鋼橋上部工事)			
工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
プレストレスト コンクリート 構造物工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	
工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
大工工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 84,500	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 72,000	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 83,700	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 68,800	
工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
管工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 17,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 14,500	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 21,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 18,000	
3 3 その他	3 1 0 0	2 6 0 0	3 6 0 0
工 事 の 種 類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表	
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4,200	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,500	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 1,700	
3 4 合計	2 3 3 8 0 0	2 1 6 8 5 0	1 8 3 8 0 0
この様式が2枚以上にわたる場合には、「その他」と「合計」は最後の用紙に記入			
工事経歴書、損益計算書の完成工事高と一致。千円未満切捨て			
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))			

記載要領 別紙一 工事種類別完成工事高

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。

- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1)12 か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和7年04月～至令和8年03月
 - (2)6 か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和7年04月～至令和8年03月
 - (3)商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和7年04月～至令和8年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和7年01月～至令和7年12月
 - (4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和7年10月～至令和8年03月
 - (5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和8年3月31日）より前の日（令和7年11月1日）に申請するとき
自令和7年10月～至令和00年00月

- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成

工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4

3	2
---	---

 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

「土木一式工事」について記入した場合はその次の「業種コード」の欄に「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄は「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入する。当該工事に係る実績がない場合においては「0」を記入する。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入し、当該工事に係る実績がない場合においては「0」を記入する。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入する。

「完成工事高」の欄は、

3	1
---	---

で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

なお、申請者が国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合は、「完成工事高」の欄及び「元請完成工事高」の欄並びに「完成工事高計算表」の欄には、認定を受けた工事種類別年間平均完成工事高に係るものを記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

■下記3業種を申請する場合は、当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳を記載すること

(工事実績がない場合は「0」を記入。)

申請業種

内訳業種

- ・「010」(土木一式工事) 「011」(プレストレストコンクリート構造物工事)
- ・「050」(とび・土工・コンクリート工事) 「051」(法面処理工事)
- ・「110」(鋼構造物工事) 「111」(鋼橋上部工事)

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

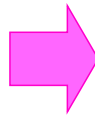
そのほかの注意点

- (1)申請書の「経営規模等評価対象建設業(項番 16)」に記載した申請業種と「工事の種類(項番 32)」に記載した業種が一致することを必ず確認すること。
- (2)審査対象業種のうち完成工事高のないものについては、必ず「0」を記入すること。
- (3)審査対象業種としなかった業種の完工高は、「その他」に計上すること。
- (4)1件の請負契約に係る完成工事高を2種類以上の工事種類に分割又は重複計上しないこと。
- (5)審査対象業種が土木一式又は建築一式工事(以下一式工事という)の場合は、許可を受けた一式工事以外の業種に係る完成工事高をその内容に応じて、当該一式工事のいずれかの完成工事高に含めることが出来る。(ただし、当該業種については審査対象業種とすることができない。

※集合を行う場合は、内訳を欄外に記載すること。

(例)決算時

許可業種	完成工事高(千円)
土木	2,000
水道施設	200(土木関係)
建築	1,500
大工	100(建築関係)
内装	100(建築関係)
舗装	400
造園	300
計	4,600



経営規模等評価申請時

申請業種	完成工事高(千円)
010 土木	2,200(土木+水道)
水道施設	申請不可
020 建築	1,700(建築+大工+内装)
大工	申請不可
内装	申請不可
130 舗装	400
その他	300(造園 申請なし)
計	4,600

専門工事から一式工事へ集合が可能な業種の一般的な例は以下のとおり。

①専門工事から土木一式への集合

専門業種	⇒	一式工事
とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体		土木一式

②専門工事から建築一式への集合

専門業種	⇒	一式工事
大工、左官、とび土、タイル・れんが・ブロック、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体		建築一式

また、審査対象業種が専門工事の場合、許可を受けた一式工事以外の業種に係る完成工事高を、その内容に応じて審査対象業種の完成工事高に含めることが出来る。(ただし、当該業種については審査対象業種とすることが出来ない。)

専門工事間で集合が可能な業種の一般的な例は以下のとおり。

③専門工事から専門工事への集合

※専門工事の場合相互に集合を行うことが可能

専門工事		専門工事
電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび土	⇔	石、造園

集合に係る注意事項

- ・ 審査では集合元となる全業種について工事経歴書、契約内容を確認するため、集合元となる業種についても工事経歴書、工事請負契約書等を持参すること。
 - ・ 一つの申請で事業年度ごとに異なる取り扱いは不可。
 - ・ 集合を行った状態で経営事項審査受審後、同審査基準日で再度集合なしの状態や他の業種への集合をする経営事項審査を受審することは不可。
 - ・ 令和7年度では集合を行ったが、令和8年度では集合を行わないなど、審査基準日が異なれば集合の見直しを行うことは可。
- (6) 合計欄のカラム(項番 34)には、対象となる期間の完成工事高千円未満の端数を切り捨てて記入し、各工事種類別完成工事高(その他工事を含む)の数値は千円未満の端数を適宜整理し、その合計が合計欄のカラムの数値と一致するように調整すること。
- (7) 建設工事以外の委託業務等(草刈り、側溝清掃、除雪作業(融雪剤散布を含む)、保守点検業務、土砂運搬作業等)は建設工事ではないので、完成工事高に計上しないこと。(兼業売上げとして整理すること。)
- ※委託業務等といった名称であっても、実態が建設工事の請負契約である場合は、完成工事高として計上することができるので、契約の実態が確認できるような書類を**提示**すること。
- (8) 自社工事に係るものは完成工事高に計上しないこと。
- (9) 契約後V Eに係る建設工事の完成工事高については、契約後V Eにより減額変更される前の請負契約額により審査を受けることができる。この場合には、契約後V Eによる請負契約額の減額の金額を証明できる書類を提出すること。
- (10) 審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度の期間に、事業年度変更、合併等を行った場合については、カラム下完成工事高計算表の余白部分に計算の基礎となった、計算式を記載すること。 [例 1]

■ 工事経歴書の記載について

【完成工事】

①元請工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

注1. 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載

注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

※①を記載した段階で、完成工事高全体の7割を超えた場合は、②は記載不要

②①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事について、全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

注1. 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載

①で500万円未満の工事を記載した場合は、①と②をあわせて10件でもよい
(例) ①500万円以上の元請工事 + 500万円未満の元請工事 3件
②500万円以上の元・下工事 + 500万円未満の元・下工事 7件

注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

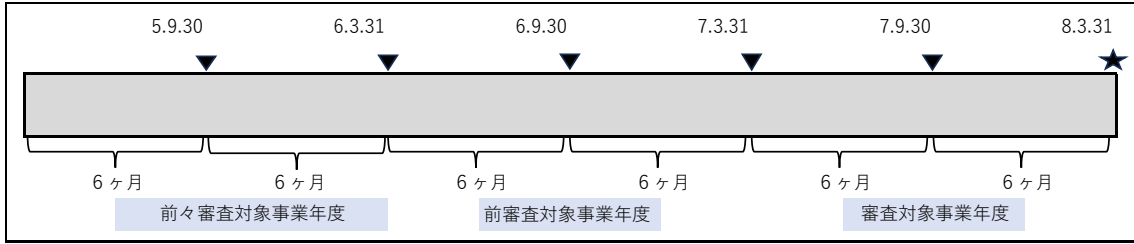
【未成工事】

③②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載(詳細は記載例参照)

【例1】

例-① 6ヶ月ごとに決算を迎える場合

【★審査基準日：R8.3.31】

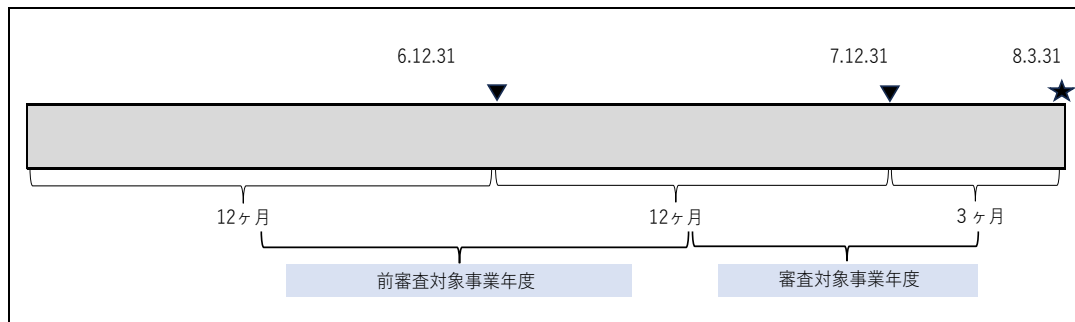


決算年度	完成工事高	元請完成工事高
令和7年10月1日～令和8年3月31日	60,000千円	50,000千円
令和7年4月1日～令和7年9月30日	60,000千円	50,000千円
令和6年10月1日～令和7年3月31日	80,000千円	70,000千円
令和6年4月1日～令和6年9月30日	80,000千円	70,000千円
令和5年10月1日～令和6年3月31日	70,000千円	60,000千円
令和4年4月1日～令和5年9月30日	70,000千円	60,000千円

※3年平均の場合

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 05年04月 至 07年03月		審査対象事業年度 自 07年04月 至 08年03月	計算基準の区分 2 (1.2年平均 2.3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 06年04月～06年09月	06 10 07 3	07年10月～08年3月 07年4月～07年9月	
業種コード 32090	完成工事高(千円) 150000	元請完成工事高(千円) 130000	完成工事高(千円) 120000	元請完成工事高(千円) 100000
工事の種類 管工事	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表	
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	80,000×6/6 =80,000	70,000×6/6 =70,000	60,000×6/6=60,000
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	80,000×6/6 =80,000	70,000×6/6 =70,000	
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	70,000×6/6 =70,000	60,000×6/6 =60,000	50,000×6/6=50,000
前々審査対象事業年度	70,000×6/6 =70,000	60,000×6/6 =60,000		

例-② 12月末決算から3月末決算に変更した場合 【★審査基準日：R8.3.31】

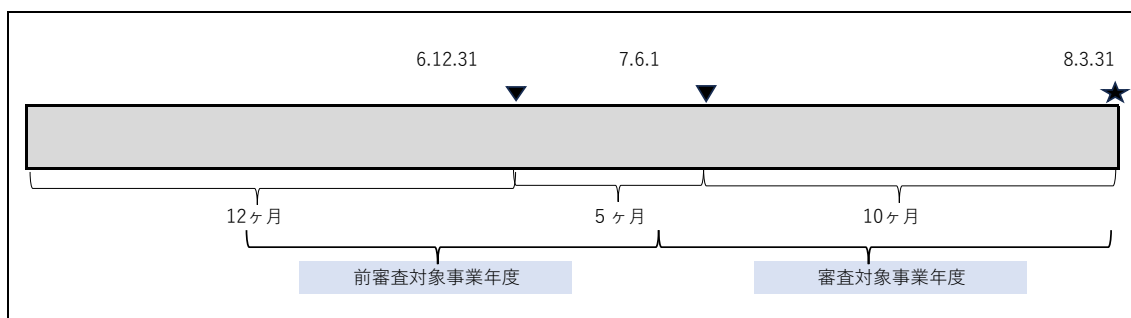


決算年度	完成工事高	元請完成工事高
令和8年1月1日～令和8年3月31日	20,000千円	10,000千円
令和7年1月1日～令和7年12月31日	80,000千円	70,000千円
令和6年1月1日～令和6年12月31日	70,000千円	60,000千円

※2年平均の場合

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度及び 前々々審査対象事業年度 項番 3 1 自 06年04月 至 07年03月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 07年1月～07年3月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 06年4月～06年12月 審査対象事業年度の 前々々審査対象事業年度 年 月～年 月		審査対象事業年度 自 07年04月 至 08年03月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均 08年1月～08年3月 07年4月～07年12月		
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 7 2 5 0 0	元請完成工事高(千円) 6 2 5 0 0	完成工事高(千円) 8 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 6 2 5 0 0
工事の種類 管工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $80,000 \times 3/12 = 20,000$ $70,000 \times 9/12 = 52,500$ 合計 = 72,500	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $70,000 \times 3/12 = 17,500$ $60,000 \times 9/12 = 45,000$ 合計 = 62,500	$20,000 \times 3/3 = 20,000$ $80,000 \times 9/12 = 60,000$ 合計 = 80,000	$10,000 \times 3/3 = 20,000$ $70,000 \times 9/12 = 52,500$ 合計 = 72,500

例-③ 令和7年6月1日に個人事業主から法人を設立し、令和8年3月31日に決算を迎えた場合（法人換え） 【★審査基準日：R8.3.31】

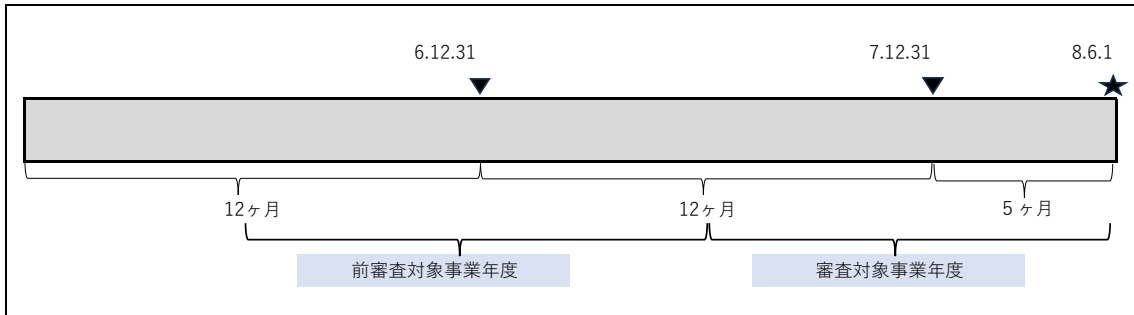


決算年度	完成工事高	元請完成工事高
令和7年6月1日～令和8年3月31日	60,000千円	50,000千円
令和7年1月1日～令和7年5月31日	40,000千円	30,000千円
令和6年1月1日～令和6年12月31日	80,000千円	70,000千円

※2年平均の場合

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度 自 06年04月 至 07年03月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 07 1 07 3 06年4月～06年12月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ～ 年 月	審査対象事業年度 自 07年04月 至 08年03月 計算基準の区分 1 (1.2年平均 2.3年平均) 07年6月～08年3月 07年4月～07年5月		
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 0 8 4 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 7 0 5 0 0	完成工事高(千円) 0 7 6 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 6 2 0 0 0
工事の種類 管工事	完成工事高計算表 $40,000 \times 3/5 = 24,000$ $80,000 \times 9/12 = 60,000$	元請完成工事高計算表 $30,000 \times 3/5 = 18,000$ $70,000 \times 9/12 = 52,500$	$60,000 \times 10/10 = 60,000$ $40,000 \times 2/5 = 16,000$	$50,000 \times 10/10 = 50,000$ $30,000 \times 2/5 = 12,000$

例-④ 令和8年6月1日に個人事業主から法人を設立し、決算を迎えていない場合
(法人換え) 【★審査基準日：R8.6.1】



決算年度	完成工事高	元請完成工事高
令和8年 1月 1日～令和8年 5月 31日	30,000 千円	20,000 千円
令和7年 1月 1日～令和7年 12月 31日	84,000 千円	78,000 千円
令和6年 1月 1日～令和6年 12月 31日	60,000 千円	48,000 千円

※2年平均の場合

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度及び 前々々審査対象事業年度 自 06年06月 至 07年05月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 06 1 06 5 前々審査対象事業年度 05 年 6 月 ～ 05 年 12 月 前々々審査対象事業年度 年 月 ～ 年 月	審査対象事業年度 自 07年06月 至 08年05月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均 07年1月～07年5月 06年6月～06年12月		
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 7 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 6 0 5 0 0	完成工事高(千円) 7 9 0 0 0	元請完成工事高(千円) 6 5 5 0 0
工事の種類 管工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $84,000 \times 5/12 = 35,000$ $60,000 \times 7/12 = 35,000$	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $78,000 \times 5/12 = 32,500$ $48,000 \times 7/12 = 28,000$	$30,000 \times 5/5 = 30,000$ $84,000 \times 7/12 = 49,000$	$20,000 \times 5/5 = 20,000$ $78,000 \times 7/12 = 45,500$

経営事項審査の申請を行う場合

業種ごとに作成する

「業種追加」「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合はすでに許可のある業種については工事経歴書の記載は省略可能

税抜で作成すること。
(免税業者は税込処理とする)

下記の業種については、該当する内訳工事に○印を付し、工事金額を記載
土木一式： 法面処理
土木一式： 鋼橋上部
鋼橋造物： 鋼橋上部

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 別	JV の 別	工 事 名	工 事 現 場 の 有 る 都 道 府 県 及 市 区 町 村 名	氏 名	配 置 技 術 者	請 負 代 金 の 額	工 期
① 完成工事全体	元請	JV	岐卓土木事務所	岐阜県 岐阜市	江崎 真一	主任技術者 主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所は○印を記載) 監理技術者	30,000千円	着工年月 令和5年10月 完成又は 完成予定年月 令和6年3月
② ①以外の元請工事及び下請工事	元請		西濃農林事務所	岐阜県 大垣市	上野 祐二		0千円	令和5年7月 令和5年12月
	元請		(株)名古屋工業	愛知県 名古屋市中区	萩原 康三		20,000千円	元請工事の7割
	下請		(株)輝斐工務店	岐阜県 岐阜市	古井 四朗		30,000千円	令和5年6月 令和6年3月
	下請		(株)中濃組	岐阜県 岐阜市	長島 謙吾		18,000千円	令和5年7月 令和5年12月
	元請		Aビル基礎工事	岐阜県 岐阜市	藤 康三		17,000千円	令和5年10月 令和6年2月
	元請		長良川河川改修工事	岐阜県 郡上市	藤 康三		15,000千円	令和5年2月
③ 未成工事			(未成工事)					
	元請		岐卓土木事務所	岐阜県 岐阜市			60,000千円	令和6年1月 令和6年6月

元請工事全体の7割超	①以外の元請工事及び下請工事	未成工事
50,000千円	30,000千円	30,000千円
1,000,000千円	30,000千円	18,000千円
20,000千円	20,000千円	17,000千円
15,000千円		15,000千円
80,000千円		80,000千円
100,000千円		100,000千円
125,000千円		125,000千円

小計	合計
7件	30件
180,000千円	250,000千円
48,000千円	48,000千円
100,000千円	125,000千円
30,000千円	30,000千円

「その他○件」は、令和6年度手引改正により記載不要となりました

各業種の最終ページの「合計」欄に「小計」欄に「小計」欄に「合計」欄のうち「元請工事」に係る請負代金の額を記載

各業種の最終ページの「合計」欄に「小計」欄に「小計」欄に「合計」欄のうち「元請工事」に係る請負代金の額を記載

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

「記載できない工事実例」
下記業務は、業売上げとして整理してください
・除草、草刈り、伐採、剪定
・創溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、設備・機械器具等の保守点検・管理業務
・土砂運搬作業、資材の納入
・地質調査、測量調査、設計業務
・建売分譲住宅の建設

★ 経営事項審査を申請する場合の記載方法 ★

【完成工事】
① 元請工事の額について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額を記載
注 「軽微な工事(500万円未満の工事)」が併せて10件に達した段階で記載終了(7割を超えなくてもよい)
※ ①に記載した段階で、完成工事全体の7割を超えた場合は、記載終了(②は記載不要)

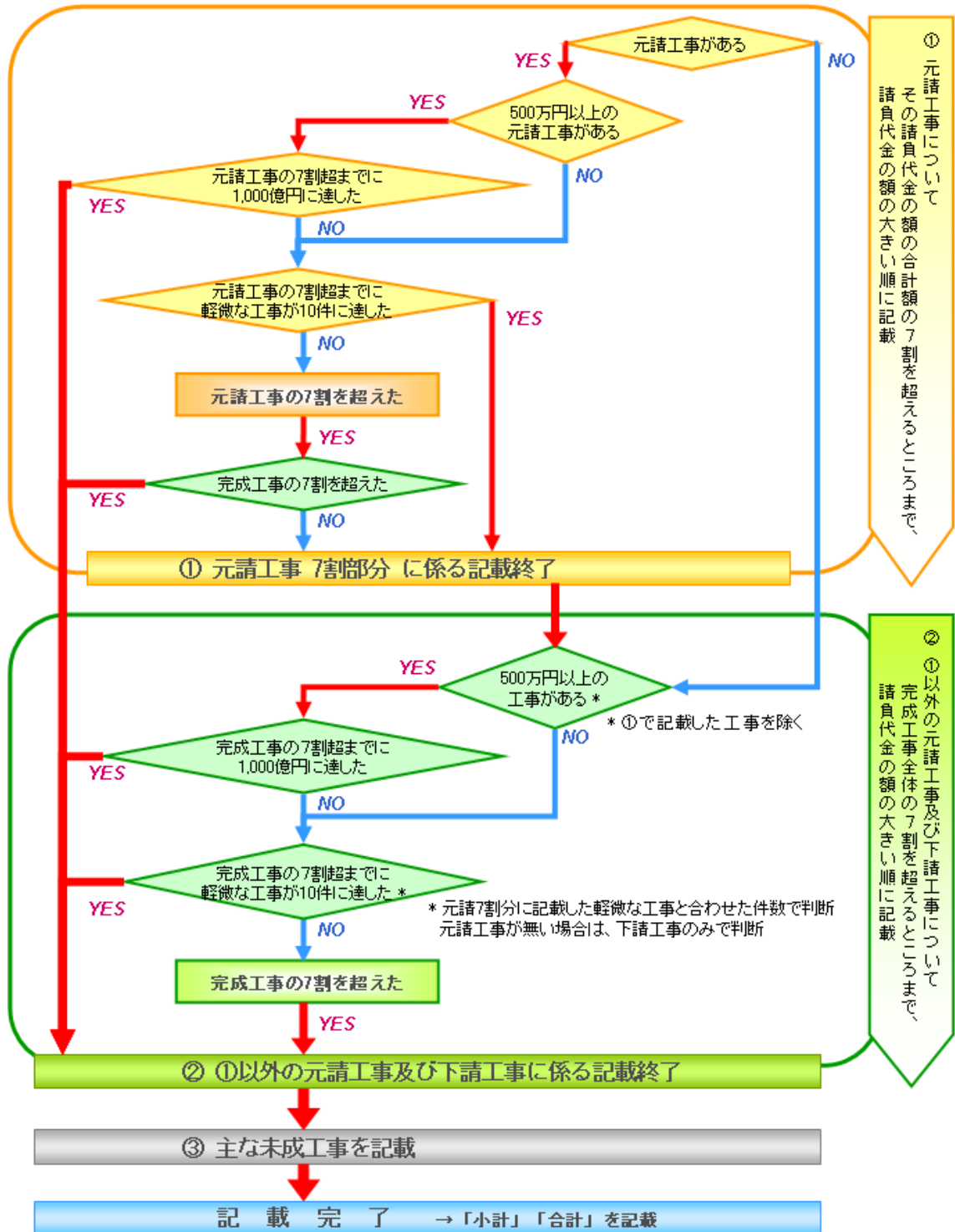
② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事について、完成工事全体の7割を超えるところまで、請負代金の額を記載
注 「軽微な工事(500万円未満の工事)」は、10件まで記載
①で軽微な工事を記載した場合は、①と②の軽微な工事をあわせて10件でもよい
(例) ①500万円以上の元請工事2件+500万円未満の元請工事3件 ←元請7割超
②500万円以上の元請工事3件+500万円未満の元請工事7件 *
* 軽微な工事が10件に達した段階で、記載終了(7割を超えなくてもよい)

【未成工事】
③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額を大きい順に記載
【個人の氏名の記載について】
注 注文者及び工事名の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する
(例)「田中 太郎邸新築工事」⇒「A邸新築工事」

第2号様式 工事経歴書の記載フロー (経営事項審査の申請を行う場合)

【完成工事】

- ① 元請工事に係る完成工事について、元請の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ② 残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、記載額が1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



内訳工事一覧表(経営事項審査申請用)

(単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					
		土木一式	プレストレストコンクリート	とび・土工・コンクリート	法面処理	鋼構造物	鋼橋上部
		工事	工事	工事		工事	工事
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請						
	下 請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請						
	下 請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請						
	下 請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請						
	下 請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請						
	下 請						
	計						
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請						
	下 請						
	計						

記載要領

- 1 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度に係る完成工事高で、内訳工事(プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事)の実績がある場合のみ作成すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

記載要領 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。
例えば 12のように右詰めで記入すること。
- 2 1「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。）は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
なお、外国建設業者については、同等の制度に加入していると国土交通大臣が認定した場合は「1」を記入すること。
- 3 2「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。なお、外国建設業者については、上記のいずれかと同等の制度を導入していると国土交通大臣が認定した場合は「1」を記入すること。
 - 期間限定雇用労働者、試用期間中の労働者、その他これらに類する者を除き、建設業に従事する全ての職員（営業、事務職員も含む）が対象となっていること。
 - 著しく低額で名目的な制度に過ぎない場合や、実際に支払事由があるのに支払われていない場合等は認められません。
 - （1）について、算定方法の記載のないものは認められません。

- 4 **4** **3** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会(中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者)、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

なお、外国建設業者については、同等の制度に加入していると国土交通大臣が認定した場合は「1」を記入すること。

■次の要件をすべて満たす契約を締結している場合が対象となります。

- ・業務災害及び通勤災害が担保されているものであること。(下請負人に係るものを含む。)
- ・申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とすること。
- ・少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とすること。

- 5 **4** **4** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また「技術職員数」の欄には様式第18号の11別紙2の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

- 6 **4** **5** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、様式第18号の11別紙2の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

- 7 46 「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日において、技術職員のうち、審査基準日以前1年間において、技術職員がCPD単位によって取得を認定された単位数をP.77の「CPD単位数を求めるために必要な団体毎の数値」の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数を記入する。(※取得者1名ごとに計算し、小数点以下は切り捨てる。なお、計上することができるのは、技術職員1名につき、1団体分で上限は30単位まで)
- 「技術者数」の欄は、すべての技術者数を記入すること。なお、別紙二の技術職員名簿に掲載することのない者（2級技術士補など）でCPD単位を取得した場合は、P.74の様式4号を作成した上で「CPD単位取得数」に計上できる。
- 8 47 「技術レベル向上者数」の欄は、審査基準日において、技能職員のうち、審査基準日前3年間において、技能者のレベルが1以上向上した人数（P.75の様式第5号「技能者名簿」で、レベル向上欄に○印が記載されている者の数）を記入し、「技能者数」の欄には、すべての技能者数を記入すること。また、「控除対象者数」は基準日より3年前時点において、すでにレベル4であった人数（P.75の様式第5号「技能者名簿」で、控除対象欄に○印が記載されている者の数）を記入すること。
- 9 48 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づくえるぼし認定（1段階目）を受けている場合は「1」を、えるぼし認定（2段階目）を受けている場合は「2」を、えるぼし認定（3段階目）を受けている場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を受けている場合は「4」を、その他の場合は「5」を記入すること。
- 10 49 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づくくるみん認定を受けている場合は「1」を、トライくるみん認定を受けている場合は「2」を、プラチナくるみん認定を受けている場合は「3」を、その他の場合は「4」を記入すること。
- 11 50 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づくユースエール認定を受けている場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 12 51 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った(1)に掲げる審査対象工事において、(2)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を全ての建設工

事で実施した場合は「1」を、全ての公共工事で実施した場合は「2」を、その他の場合は「3」を記入すること。

※審査基準日以前1年のうちに、(1)に掲げる審査対象工事を1件も請け負っていない場合は、「3」を記入すること。

※審査対象工事が全て公共工事のみであっても、加点要件を満たしている場合は「1」を記入すること。

(1)審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))に基づいて行う災害応急対策もしくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策以外の日本国内における建設工事をいう。

※審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事について、当該建設工事の施工期間等に関わらず、例外なく審査対象工事とする。

(2)建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

13

5	2
---	---

 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無の欄は、審査基準日において、国土交通省が実施する「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」(以降自主宣言制度という)の宣言を元請又は下請の立場で行っており、自主宣言制度で宣言した取り組みについて取り組み開始日以降行うまたは行っている場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

14

5	3
---	---

 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

- 15 **5****4** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 **5****5** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 申請者が加入している団体が国、地方公共団体等と防災協定を締結している場合は、下記の要件が確認できる当該団体の証明書(原本)及び当該団体の防災協定書(写し)を提示して下さい。（申請者加入団体と岐阜県が締結している防災協定については、協定書(写し)は省略可。）
- ・ 審査基準日時点で申請者が当該団体に加入していること
 - ・ 当該団体の構成員として、申請者が防災活動に一定の役割を果たす者であること
- 17 **5****6** 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 **5****7** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5****8** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日に、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見が付されている場合は「1」を（不適正意見が付されている場合は評価対象外）、会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は「2」を、建設業に従事する職員のうち経理業務の責任者であって、公認会計士又は税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が別添の「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を用いて経理処理の適正を確認した場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 **5****9** 「公認会計士等の数」については、
- ・ 公認会計士であって公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者
 - ・ 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
 - ・ 1 級登録経理試験に合格した者であり、翌年度の開始の日から 5 年を経過していない者

・ 1 級登録経理講習を受講した者であり、翌年度の開始の日から 5 年を経過していない者の合計を記入すること。

■この項目は恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に定めることなく常時雇用されている職員のうち上記に該当する者の数を計上すること。

20-2 **6** **0** 「二級登録経理試験合格者等の数」については、

・ 2 級登録経理試験に合格した者であり、翌年度の開始の日から 5 年を経過していない者
・ 2 級登録経理講習を受講した者であり、翌年度の開始の日から 5 年を経過していない者の合計を記入すること。

外国建設業者については、公認会計士等若しくは二級登録経理試験合格者と同等以上の潜在的能力を有する者として国土交通大臣が認定した者の人数を、それぞれ公認会計士等の数若しくは二級登録経理試験合格者の数に加えて記入するか、又は国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合の当該企業集団について認定を受けたこれらの数を記入すること。

■この項目は、恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に定めることなく常時雇用されているも職員のうち、上記に該当する者の数を計上すること。

21 **6** **1** 「研究開発費（2 期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2 期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 **6** **2** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から 1 年 7 月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する、建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労

働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 項第 4 号に掲げるつり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン、同令第 13 条第 3 項第 33 号に掲げる不整地運搬車、同項第 3 4 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車、同令別表第 7 第 4 号に掲げる締固め用機械（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）及び同表第 6 号に掲げる解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）について、台数の合計を記入すること。

建設機械抵当法施行令 別表

種類	名称	範囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有すもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が 3 トン以上のもの
	トラクターショベル	パケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの
整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が 5 トン以上のもの

■ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条）第 4 5 条第 2 項に規定する特定自主検査（購入から 1 年（不整地運搬車については 2 年）を経過していないものを除く）、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャについては道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 5 8 条第 1 項第 7 号に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第 3 8 条第 1 項に規定する製造時等検査又は同法第 4 1 条第 2 項に規定する性能検査が、審査基準日において行われているものを計上すること。

23 6 3 「エコアクション 2 1 の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション 2 1 の規格により認証されている場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

24 6 4 「ISO 9001 の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第 9001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

25 6 5 「ISO 14001 の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第 14001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていな

い場合は「2」を記入すること。

■ I S O の認証の取得状況の評価は、これまで多くの都道府県等において発注者別評価点で評価されており、経営事項審査の審査項目に追加することにより、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減に寄与するべく、平成23年4月1日より評価対象となりました。評価の対象となる条件は以下のとおりです。

- ・審査基準日において、（公財）日本適合性認定協会（J A B）又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（I S O 9 0 0 1）又は第14001号（I S O 1 4 0 0 1）の規格による登録を受けている場合（ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く）

※建設業法上の営業所が全て含まれていること。

※I S O 取得状況一覧表を提出すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和4年9月1日から令和5年8月30日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

- ・確認の対象となる決算期の期間を記入する。
- ・審査基準日が令和5年8月14日以降の申請から適用。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
岐阜県 知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

審査対象工事が全て公共工事のみであっても、加点要件を満たしている場合は、申請区分に「1」を記入する。

住所 岐阜市藪田南2-1-1
商号又は氏名 株式会社 岐阜建設
代表者氏名 代表取締役 岐阜 太郎

申請区分 **1** (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目	件 数
措置実施工事	10件
措置未実施工事	3件
	2件
	15件

・日本国内で請け負った元請工事について件数を記入する。
※海外での工事及び下請工事は対象外

・措置実施対象外となる工事（「軽微な工事」及び「災害応急工事」）でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上する。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

- ・自主宣言制度HPの宣言内容からダウンロードできるPDF（提出書類）の宣言日を記載
- ・宣言日が審査基準日より前であること

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和8年3月1日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/~~行っている~~）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

不要部分は消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
岐阜県 知事

- ・誓約書の日付は審査基準日を記入
- ・取組開始日は自主宣言制度HPからダウンロードしたPDFの取組開始日を記入
- ・取り組みを行う/行っているは審査基準日を基準に判断。

令和8年3月31日

住所 岐阜市藪田南2-1-1
商号又は氏名 株式会社 岐阜建設
代表者氏名 代表取締役 岐阜 太郎

申請区分 A (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	令和8年3月31日
取組開始日	令和8年4月1日

記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

別添の「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」について確認できた場合に作成する。

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

商号又は名称を記入する。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、**株式会社岐阜建設**の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第25期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

確認の対象となる決算期の期間及び期を記入する。

以下のいずれかの資格を有する者が署名する。

- ①公認会計士、税理士並びにこれらとなる資格を有する者
- ②一級登録経理試験の合格者

※項番59において、計上した職員であること

商号又は名称
所属・役職

岐阜建設株式会社
総務部総務課 総務課長

氏名

岐阜 一郎

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	<p>残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。</p>
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を</p>

	<p>貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	<p>原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。</p>
未成工事支出金	<p>発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p> <p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p>
経過勘定等	<p>前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。</p> <p>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。</p>
固定資産	<p>減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。</p> <p>適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。</p> <p>予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。</p> <p>使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。</p> <p>研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。</p> <p>研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。</p> <p>遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が</p>

	<p>50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。</p>
繰延資産	<p>資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。</p> <p>税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。</p>
金銭債務	<p>金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。</p> <p>営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。</p> <p>借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。</p>
未成工事受入金	<p>引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。</p>
引当金	<p>将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。</p> <p>役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。</p> <p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p>
退職給付債務 退職給付引当金	<p>確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。</p> <p>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。</p>
その他の引当金	<p>将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。</p>

	<p>役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。</p> <p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p>
法人税等	<p>法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。</p> <p>法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。</p> <p>期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。</p>
消費税	<p>決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。</p>
税効果会計	<p>繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。</p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。</p> <p>過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。</p>
純資産	<p>純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。</p>
収益・費用の計上（全般）	<p>収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。</p> <p>原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。</p>
工事収益・工事原価	<p>適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。</p> <p>引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p> <p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p>

	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

記載要領 別紙二 技術職員名簿

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍し、かつ審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者、及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく継続雇用制度対象者に該当する技術職員全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。
例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。また、名簿に記載する順番は年齢順（若い順）とすること。
※満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となる。（下記表を参考のこと）

審査基準日（決算日）	35歳未満	35歳以上
令和 7年10月31日	平成 2年11月 2日 以降	平成 2年11月 1日 以前
令和 7年11月30日	平成 2年12月 2日 以降	平成 2年12月 1日 以前
令和 7年12月31日	平成 3年 1月 2日 以降	平成 3年 1月 1日 以前
令和 8年 1月31日	平成 3年 2月 2日 以降	平成 3年 2月 1日 以前
令和 8年 2月28日	平成 3年 3月 2日 以降	平成 3年 3月 1日 以前
令和 8年 3月31日	平成 3年 4月 2日 以降	平成 3年 4月 1日 以前
令和 8年 4月30日	平成 3年 5月 2日 以降	平成 3年 5月 1日 以前
令和 8年 5月31日	平成 3年 6月 2日 以降	平成 3年 6月 1日 以前
令和 8年 6月30日	平成 3年 7月 2日 以降	平成 3年 7月 1日 以前
令和 8年 7月31日	平成 3年 8月 2日 以降	平成 3年 8月 1日 以前
令和 8年 8月31日	平成 3年 9月 2日 以降	平成 3年 9月 1日 以前
令和 8年 9月30日	平成 3年10月 2日 以降	平成 3年10月 1日 以前
令和 8年 4月 1日	平成 3年 4月 3日 以降	平成 3年 4月 2日 以前
令和 8年10月 1日	平成 3年10月 3日 以降	平成 3年10月 2日 以前
令和 8年 6月15日	平成 3年 6月17日 以降	平成 3年 6月16日 以前

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	16	ガラス工事業
02	建築工事業	17	塗装工事業
03	大工工事業	18	防水工事業
04	左官工事業	19	内装仕上工事業
05	とび・土工事業	20	機械器具設置工事業
06	石工事業	21	熱絶縁工事業
07	屋根工事業	22	電気通信工事業
08	電気工事業	23	造園工事業
09	管工事業	24	さく井工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	25	建具工事業
11	鋼構造物工事業	26	水道施設工事業
12	鉄筋工事業	27	消防施設工事業
13	ぼ装工事業	28	清掃施設工事業
14	しゅんせつ工事業	29	解体工事業
15	板金工事業		

7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて建設業法施行規則別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

なお、外国建設業者については、国土交通大臣が認定した外国の技術職員を加えて技術職員を記入するか、又は当該外国建設業者が国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する場合には当該企業集団について認定を受けた技術職員を記入すること。

8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

10 「CPD単位取得数」の欄は、建設業法施行規則第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

そのほかの注意点

- (1) 経営規模等評価申請書等〔20001〕の項番19に計上した技術職員を全て記入すること。
- (2) 技術職員として認められる資格の内容は次のとおり。
「有資格区分コード」については、コード表を参照すること。

該当条項		内容	有資格区分 コード	技術者 区分
法第7条第2号	イ	国土交通省令で定める学科を卒業 +実務経験（大学・高専卒3年/高校卒5年）	001	その他
	ロ	10年以上の実務経験を有する者	002	
	ハ	建設業法及び建築士法による技術者（2級） その他の法令の規定による試験の合格者（1級等）	212～239 155～198	2級等
		その他の法令の規定による試験の合格者（2級等） +実務経験（資格により異なる）	256～298 040 060～063	
		国土交通大臣が第7条2号イ・ロと同等以上と認定した者	099	
法第15条2号	イ	建設業法及び建築士法による資格者（1級） 技術士法による資格者	111～137 141～154	1級
	ハ	指定建設業について、国土交通大臣が特別認定した者	003	その他
		上記以外で、国土交通大臣が認定した者	004	
法第26条第3項 ただし書き該当		監理技術者補佐	005	その他
規則第18条の3 第2項第2号		国土交通大臣の登録を受けた者（登録基幹技能者講習を修了した者）	064	基幹
		国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4技能者と判定された者	704	レベル4
		国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3技能者と判定された者	703	レベル3

[参考]

技術力評点(Z)は、「業種別技術職員数値」を評点テーブルに当てはめて算出します。

(3) 技術者評価について

1級技術者		監理技術者を補 佐する資格を有 する者	技能者、認定 能力評価基準 (レベル4)	2級技術者、 認定能力評価 基準 (レベル3)	その他
監理技術者資格者 証保有かつ監理技 術者講習受講	1級技術者であ って左以外の者				
6点	5点	4点	3点	2点	1点

1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価する。なお、2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点加点の評価は行わない。

(4) 2業種限定の考え方

例：1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1級土木	◎					◎	◎				◎		◎	◎			◎										◎		◎
1級建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
1級電気								◎																					



	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
申請例1		◎					◎																						
申請例2	◎	◎																											

→申請例1：1つの資格で2つの業種を選択

1級建築施工管理技士で「建」と「屋」を選択

→申請例2：2つの資格でそれぞれ該当する業種を選択

1級土木施工管理技士で「土」を、1級建築施工管理技士で「建」を選択

※重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

~~地方整備局長
北海道開発局長~~
岐阜県知事 殿

令和3年7月10日

住所 岐阜市藪田南2-1-1
商号又は名称 株式会社岐阜建設
代表者氏名 代表取締役 岐阜 太郎

通 番	氏 名	生年月日
6	岐阜 二郎	昭和31年6月2日
<p>・規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。</p> <p>・通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。</p>		

記載要領

- 「地方整備局長
北海道開発局長 知事」については、不要のものを消すこと。
- 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	藪田一郎	S〇・〇・〇	—		
2	藪田二郎	H〇・〇・〇	R2.10.11	○	
3	藪田三郎	S〇・〇・〇	H28.8.12		○
<p>本様式に記載の上、以下の確認資料を提出する。</p> <p>【確認資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力評価基準により、技能者が受けた評価を証する書面等の写し ・申請時点直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 (常勤性の確認) ・雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し (6 か月を超える雇用関係があることの確認) 					
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

CPD単位数を求めるために必要な団体毎の数値

20005帳票 [項番82]

国土交通省告示第246号 別表第18 (第二の四の10関係)

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

参考様式

○委任状

委任状が必要な場合は、次を参考に作成してください。

(用紙A4)

委 任 状

年 月 日

委任者（甲） 住所
 商号又は名称
 代表者氏名
 建設業許可番号

私（甲）は、 年 月 日 を審査基準日とする
 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書の作成にあたり、
 下記の権限を受任者（乙）に委任いたします。

記

1. 委任者（甲）の申告に基づき上記書類を作成する件

受任者（乙） 住所
 氏名
 連絡先

○岐阜県経営事項審査手数料 納付方法確認書

岐阜県経営事項審査手数料 納付方法確認書 経

国土交通大臣 殿 岐阜県知事 特 第 号	この書類は手数料の納付に使用します。 納付後必ず提出してください。提出がない場合審査が完了せず、結果通知書が発送されません。																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">経営事項審査手数料 (経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料)</th> </tr> <tr> <td>所在地又は住所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>商号 許可番号、住所、商号名称、決済方法を記載</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>決済方法</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>総合評定値通知請求の有無</td> <td>5</td> </tr> </table>	経営事項審査手数料 (経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料)		所在地又は住所	1	商号 許可番号、住所、商号名称、決済方法を記載	2	代表者氏名	3	決済方法	4	総合評定値通知請求の有無	5	<p>※印の欄は、申請者において記入しないこと。</p> <p>3 受付のLoGoフォームまたはハガキで選択した決済方法を○で囲うこと。</p> <p>4 経営規模等評価と総合評定値の両方申請する場合は請求有無の欄の有を○で囲うこと</p> <p>5 この書類は提出書類のため、納付後持ち帰らないこと。持ち帰った場合は審査完了とならず、結果通知書は発送されない。</p>																																																						
経営事項審査手数料 (経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料)																																																																			
所在地又は住所	1																																																																		
商号 許可番号、住所、商号名称、決済方法を記載	2																																																																		
代表者氏名	3																																																																		
決済方法	4																																																																		
総合評定値通知請求の有無	5																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">経営規模等評価手数料（経営規模等の評価のみ申請する場合）</th> <th colspan="20">手数料金額（該当欄を○で囲むこと。）</th> </tr> <tr> <th>受審業種</th> <th></th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th> </tr> <tr> <td>金額（円）</td> <td></td> <td>10,400</td><td>12,700</td><td>15,000</td><td>17,300</td><td>19,600</td><td>21,900</td><td>24,200</td><td>26,500</td><td>28,800</td><td>31,100</td><td>33,400</td><td>35,700</td><td>38,000</td><td>40,300</td><td>42,600</td><td>44,900</td><td>47,200</td><td>49,500</td><td>51,800</td><td>54,100</td> </tr> </table>		経営規模等評価手数料（経営規模等の評価のみ申請する場合）		手数料金額（該当欄を○で囲むこと。）																				受審業種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	金額（円）		10,400	12,700	15,000	17,300	19,600	21,900	24,200	26,500	28,800	31,100	33,400	35,700	38,000	40,300	42,600	44,900	47,200	49,500	51,800	54,100
経営規模等評価手数料（経営規模等の評価のみ申請する場合）		手数料金額（該当欄を○で囲むこと。）																																																																	
受審業種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																														
金額（円）		10,400	12,700	15,000	17,300	19,600	21,900	24,200	26,500	28,800	31,100	33,400	35,700	38,000	40,300	42,600	44,900	47,200	49,500	51,800	54,100																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">総合評定値通知手数料（総合評定値通知のみ申請する場合）</th> <th colspan="20">手数料金額（該当する手数料額を○で囲うこと。当欄を○で囲むこと。）</th> </tr> <tr> <th>受審業種</th> <th></th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th> </tr> <tr> <td>金額（円）</td> <td></td> <td>600</td><td>800</td><td>1,000</td><td>1,200</td><td>1,400</td><td>1,600</td><td>1,800</td><td>2,000</td><td>2,200</td><td>2,400</td><td>2,600</td><td>2,800</td><td>3,000</td><td>3,200</td><td>3,400</td><td>3,600</td><td>3,800</td><td>4,000</td><td>4,200</td><td>4,400</td> </tr> </table>		総合評定値通知手数料（総合評定値通知のみ申請する場合）		手数料金額（該当する手数料額を○で囲うこと。当欄を○で囲むこと。）																				受審業種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	金額（円）		600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000	4,200	4,400
総合評定値通知手数料（総合評定値通知のみ申請する場合）		手数料金額（該当する手数料額を○で囲うこと。当欄を○で囲むこと。）																																																																	
受審業種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																														
金額（円）		600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000	4,200	4,400																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">経営事項審査手数料総計（経営規模等評価・総合評定値通知を併せて申請する場合）</th> <th colspan="20">手数料金額（該当欄を○で囲むこと。）</th> </tr> <tr> <th>受審業種</th> <th></th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th> </tr> <tr> <td>金額（円）</td> <td></td> <td>11,000</td><td>13,500</td><td>16,000</td><td>18,500</td><td>21,000</td><td>23,500</td><td>26,000</td><td>28,500</td><td>31,000</td><td>33,500</td><td>36,000</td><td>38,500</td><td>41,000</td><td>43,500</td><td>46,000</td><td>48,500</td><td>51,000</td><td>53,500</td><td>56,000</td><td>58,500</td> </tr> </table>		経営事項審査手数料総計（経営規模等評価・総合評定値通知を併せて申請する場合）		手数料金額（該当欄を○で囲むこと。）																				受審業種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	金額（円）		11,000	13,500	16,000	18,500	21,000	23,500	26,000	28,500	31,000	33,500	36,000	38,500	41,000	43,500	46,000	48,500	51,000	53,500	56,000	58,500
経営事項審査手数料総計（経営規模等評価・総合評定値通知を併せて申請する場合）		手数料金額（該当欄を○で囲むこと。）																																																																	
受審業種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																														
金額（円）		11,000	13,500	16,000	18,500	21,000	23,500	26,000	28,500	31,000	33,500	36,000	38,500	41,000	43,500	46,000	48,500	51,000	53,500	56,000	58,500																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 40px; vertical-align: bottom;">※録審査印</td> <td style="width: 33%; height: 40px; vertical-align: bottom;">※出納印</td> <td style="width: 33%; height: 40px; vertical-align: bottom;">※決済No記入欄</td> </tr> </table>	※録審査印	※出納印	※決済No記入欄	<p>※印の欄は記入しないこと</p> <p>※決済金額記入欄</p> <p style="text-align: right;">円</p>																																																															
※録審査印	※出納印	※決済No記入欄																																																																	

建設機械の保有状況一覧表 (例)
(記入例)

審査基準日：令和8年 3月 31日

株式会社〇〇建設
代表取締役 〇〇△△

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日		検査実施年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
1	ショベル系掘削機・トラクタ モーターグレーダー アスファルト・フォニオンシャ・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有	年 月 日	令和7年 9月 10日	
2	ショベル系掘削機・トラクタ アスファルト・フォニオンシャ・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年 11月 23日	令和7年 11月 22日	
3	ショベル系掘削機・トラクタ モーターグレーダー アスファルト・フォニオンシャ・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	○×自動車	XXY-AAAB	AA11BB00022		自社所有	平成22年 1月 21日	令和7年 1月 16日	

【記載要領】

※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。(15台分まで)

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。(アスファルト・フォニオンシャ、不整地運搬車については記載不要)

・「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、グラブシエール、クレーン又はパイルドライバーの Attauchement を有する旨。(例:バックホウ)

・「ブルドーザー」にあつては、自重。(3トン以上 例3.2トン)

・「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(0.4m³以上 例0.6m³)

・「モーターグレーダー」にあつては、自重。(5トン以上 例5.4トン)

・「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(3トン以上 例:7.0トン)

・「タンク車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類(タンク、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ)

・「高所作業車」にあつては、作業床の高さ(2m以上 例:高さ2.3m)

・「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーなど機械の種類

・「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の機械の種類。 Attauchement を有する場合その旨記載。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース期間満了日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

※「検査実施等年月日」については、新車の場合は空欄とし、定期検査を実施している場合は「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」「ブルドーザー」「トラクターショベル」「モーターグレーダー」「不整地運搬車」「高所作業車」「締固め用機械」「解体用機械」に記載された検査年月日(審査基準日から1年以内、不整地運搬車については2年以内)。

②「移動式クレーン」にあつては、移動式クレーン検査証に記載された有効期間(審査基準日が含まれるもの)の開始日。

③「タンク車」「アスファルト・フォニオンシャ」にあつては、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の1年前の日。(左記の日付が審査基準日より後である場合は、自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日の2年前の日。)

れた有効期限の満了する日の翌日の2年前の日。)

エコアクション21・ISO 取得状況一覧表

岐阜県提出経営事項審査用様式

記載例

エコアクション21・ISO取得状況一覧表

1 頁

一覧表の頁数を記載

エコアクション21、ISO9001もしくはISO14001のうち、該当するものを記載

【ISO …001の登録】

No.	建設業法上の営業所名	ISOの認証を受けている営業所名	認証範囲	対応する確認資料の登録(認証)番号	有効期間
1	本店		×××の設計および施工	××123	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31
2	大垣支店		×××の設計および施工	××123	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31
3	多治見支店		×××の設計および施工	××987	R2. 9. 1 ~ R5. 8. 31
4	高山支店	高山営業所	×××の設計および施工	××123	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31
5					
6					
7		建設業法上の営業所名と認証書に記載されている営業所名がすべて記載。	建設業法上の営業所名と認証書に記載されている認証範囲を記載	認証書等に記載されている登録(認証)番号を記載	認証書等に記載されている有効期間を記載
8					
9					~
10					~
11					~
12					~
13					~
14					~
15					~

1枚で書ききれない場合は、複数枚に及んでも可

上記のとおり、経営事項審査で評価対象とされている以下①及び②の範囲で、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録を受けていることを証明します。

- ①認証適用範囲に建設業が含まれている
- ②認証取得組織に建設業法上の営業所がすべて含まれている

審査基準日：令和5年3月31日 審査基準日を記載願います。

申請者 (株)岐阜建設 代表取締役 岐阜 太郎

※認証証等の確認書類の右上余白に上記記載に対応するNo. を記載すること。(複数枚に及ぶ場合は、頁とNo.を記載) 例) 「2 頁」「No.10」の方の場合「2-10」と記載

法定外労働災害補償制度加入証明書

保 険 種 類

保 険 契 約 者 (商号又は名称)
(被保険者) (所在地)

保 険 証 券 番 号

保 険 期 間 年 月 日から
年 月 日まで 年間

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員すべて

補 償 の 範 囲 ○業務災害及び通勤災害
○死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とする

この様式を使用しない場合でも、下記の要件が契約書、加入証明書で確認できれば評価の対象とします。

入 ■下記の要件をすべて満たす契約を締結している場合が対象となります。

- ・業務災害及び通勤災害が担保されているものであること。（下請負人に係るものを含む。）
- ・申請者の直接の使用関係にある職員だけではなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とすること。
- ・少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とすること。

(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

雇用証明書

証明日 : _____

事業所名 : _____

代表者名 : _____

下記の内容について事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について虚偽の記載をした場合は法律により罰せられます。

NO.	項目	記載欄	
1	フリガナ		
	本人氏名		
2	本人就労先事務所	名称	
		住所	
3	雇用期間	令和	年 月 日～令和 年 月 日

【備考】

- ・NO.3の雇用期間については、審査基準日現在で6ヶ月を超える期間を記載すること。
- ・雇用期間の終期は審査基準日（決算日）を記載すること。

Ⅳ コード表

1 市町村コード

■岐阜土木事務所		■揖斐土木事務所		■多治見土木事務所	
岐阜市	21201	揖斐郡	揖斐川町 21401	多治見市	21204
羽島市	21209		大野町 21403	瑞浪市	21208
各務原市	21213		池田町 21404	土岐市	21212
山県市	21215	■美濃土木事務所		■郡上土木事務所	
瑞穂市	21216	関市	21205	郡上市	21219
本巣市	21218	美濃市	21207	■恵那土木事務所	
羽島郡	岐南町 21302	■可茂土木事務所		中津川市	21206
	笠松町 21303	美濃加茂市	21211	恵那市	21210
本巣郡	北方町 21421	可児市	21214	■下呂土木事務所	
■大垣土木事務所		可茂群	坂祝町 21501	下呂市	21220
大垣市	21202		富加町 21502	■高山土木事務所	
海津町	21221		川辺町 21503	高山市	21203
養老郡	養老町 21341		七宗町 21504	大野郡	白川村 21604
不破郡	垂井町 21361		八百津町 21505	■古川土木事務所	
	関ヶ原町 21362		白川町 21506	飛騨市	21217
安八郡	神戸町 21381		東白川村 21507	高山市	21299
	輸之内町 21382	可児郡	御嵩町 21521	(国府町及び上室町、 奥飛騨温泉郷の区域)	
	安八町 21383				

2 業種コード表 (別紙一 工事種別完成工事高 関係)

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防設備工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

3 業種コード表 (別紙二 技術職員名簿 関係)

コード	建設業の業種	コード	建設業の業種	コード	建設業の業種
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防設備工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

別表（四）業種別技術職員コード表 3/3

コード	業種別技術職員コード	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝
190	金属塗装・金属塗装工（1級）																	2											
290	金属塗装・金属塗装工（2級）																	1											
191	噴霧塗装（1級）																	2											
291	噴霧塗装（2級）																	1											
167	路面標示施工																	2											
192	畳製作・畳工（1級）																			2									
292	畳製作・畳工（2級）																			1									
193	床仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・換気・換熱・換気工（1級）																				2								
293	床仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・換気・換熱・換気工（2級）																				1								
194	熱絶縁施工（1級）																					2							
294	熱絶縁施工（2級）																					1							
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																										2		
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																										1		
196	造園（1級）																							2					
296	造園（2級）																							1					
197	防水施工（1級）																											2	
297	防水施工（2級）																											1	
198	さく井（1級）																										2		
298	さく井（2級）																										1		
061	地すべり防止工事 【1年】					1																						1	
040	基礎ぐい工事					2																							
062	建築設備士 【1年】								1	1																			
063	計装 【1年】								1	1																			
060	解体工事（解体工事施工士）																												2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
704	認定能力評価基準（レベル4） 次頁参照	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
703	認定能力評価基準（レベル3） 次頁参照	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【備考】

※資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

※コード「113」、「214」、「120」、「221」、「222」の資格で解体工事業を対象とする場合、平成27年度までに資格を取得した方は、合格後、解体の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要。

※コード「141」、「142」の資格で解体工事業を対象とする場合、合格後、解体の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要。

※職業能力開発促進法による上記の技能検定2級の平成16年3月以前の合格者については、実務経験1年以上で可。

※基幹技能者とは、建設業法施行規則第18条の3第2号の国土交通大臣の登録を受けたものを修了した者に限る。

※レベル4技能者及びレベル3技能者とは、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により認定を受けた能力評価基準により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（レベル4技能者）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（レベル3技能者）のことであり（別紙）。

※上記外の資格は、加点対象とならないため類似資格に注意すること。

※旧電気工事士法により交付された「電気工事士免状」の現在「第二種電気工事士免状」とみなす。

※基幹技能者コードは、経営事項審査では「064」であるが、建設業許可では「36」なので注意すること。

※コード「060」には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技師試験のみが該当する。登録解体工事講習の受講は該当しないため注意すること。

※点数右隣に「※」がある場合は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、3年の実務経験が必要である。「○」がある場合は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、5年の実務経験が必要である。

別紙

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設

建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破砕技能者能力評価基準	どび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	どび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	どび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木

※左に掲げる能力評価基準の名称について、認定が完了していない能力評価基準は仮称とする